

Ehime Guarantee

愛媛県信用保証協会の現状

愛媛県信用保証協会ディスクロージャー誌

2014

ごあいさつ

愛媛県信用保証協会の業務運営につきまして、平素より格別のご支援とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年度も当協会の業務内容・業績・事業計画などについてご理解を一層深めていただくため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。

本誌を通じて、当協会への認識を深めて頂きますとともに、有効にご活用頂ければ幸いに存じます。

さて、平成25年度の県内経済は、公共投資や住宅投資が増加し、個人消費と企業の生産活動にも持ち直しの動きが見られ、全体として緩やかに回復しましたが、円安による原材料や光熱費等コスト増加の先行により、その効果は中小企業・小規模事業者に十分に浸透するまでには至りませんでした。

このような中、当協会では、中小企業・小規模事業者の資金需要に積極的に対応するため、金融機関との連携を強化し、国・地方公共団体の諸施策による保証制度を推進するとともに、返済緩和を求める条件変更にも柔軟かつ積極的に対応し、中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰り支援に努めました。

また、日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)の諸施策の実効性を高めることを目的とした産業競争力強化法の成立を受け、創業及び事業再生を支援する体制を整備しました。

今後につきましては、セーフティネット保証の平時運用への移行を踏まえ、これまで以上に、金融機関や中小企業支援機関との連携を強化して、中小企業・小規模事業者の皆様の資金繰りを支援するとともに、産業競争力強化法で示された、地域における創業の促進と事業再生支援にも尽力してまいります。

当協会では今後とも信用補完制度の役割を十分認識し、中小企業金融政策の中核的担い手として、地元中小企業・小規模事業者の皆様と金融機関の架け橋となるよう、役職員一同全力を尽くしてまいります。

皆様には、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成26年6月

愛媛県信用保証協会

会長 高浜 壮一郎

▶ 信用保証協会の目的と概要

目的・基本理念・当協会のシンボルマーク	2
当協会のプロフィール・沿革・根拠法律と主務大臣	3

▶ コンプライアンスと個人情報の取扱い

コンプライアンス態勢	4
個人情報保護への取組	6

▶ 信用保証協会のしくみ

信用保証協会の役割	8
信用補完制度(信用保証制度と信用保険制度)について	9

▶ 当協会の業務について

ご利用にあたって(保証をご利用いただける方・保証の内容等)	12
信用保証業務の流れ	14
責任共有制度について	15
信用保証料について	16
信用保証制度のご案内	18
広報活動について	20
相談窓口について	21

▶ 中期事業計画と年度経営計画について

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)	22
平成26年度経営計画	24

▶ 平成25年度事業報告

事業概況	26
信用保証実績	28
貸付条件変更・セーフティネット保証の取組みについて	31
平成25年度トピックス	32

▶ 平成25年度財務報告

貸借対照表・財産目録(図解)	34
収支計算書(図解)	36
基本財産	38

▶ 役員構成・組織図・ネットワーク

役員構成	40
組織図	41
ネットワーク	42

信用保証協会の目的と概要

目的

愛媛県信用保証協会は、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人となり、事業の健全な発展を支援することを目的とした「信用保証協会法」に基づく法人です。

中小企業の振興と地域経済の活力ある発展を目指して

中小企業のために

日本の産業社会において、事業所数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済の活性化に貢献する極めて重要な存在です。

愛媛県信用保証協会は「信用保証協会法」に基づき設立された公的機関として、金融上の強力な「保証人」となって、中小企業と金融機関を結ぶ「架け橋」の役割を果たしています。

金融機関とともに

信用保証協会は中小企業の潜在的成長力を発掘し、その信用力を保証する公的機関です。信用保証協会は直接融資を実行する機関ではありませんが、金融機関に対してリスクを回避して融資する道を開きます。信用保証協会と金融機関は一体となって、中小企業の活力を創造していきます。

基本理念

信用保証協会は、

- ① 事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
- ② 公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
- ③ 相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
- ④ もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

シンボルマークについて



EHIME
GUARANTEE

当協会のシンボルマークは、愛媛の青い空・青い海のイメージ、信用保証協会にふさわしいイメージ「清楚」「爽やかさ」「知性」を印象づける色『ブルー』と、県産品の代表である伊予みかんのイメージ、そして健康的で躍動的な協会職員のイメージを表す『オレンジ』の2色をコーポレートカラーとしています。

「S」の文字は、次の三つの「応対」の心掛け、「smile」-心のこもった優しい応対、「speed」-待たせない的確な応対、「service」-ニーズに合った適切な応対、を表しています。

プロフィール

(平成25年度末現在)

設立日	昭和24年4月30日
人格	信用保証協会法に基づく特殊法人
目的	中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)
基本財産	127億5,813万円
保証債務残高	〈件数〉2万4,635件 〈金額〉2,082億5,508万円
保証業務の最高限度	基本財産の50倍(定款第7条)
保証利用度	33.41% (保証利用企業者数15,671社／中小企業者数46,905社)
役員数	85名(平成26年4月1日現在)

沿革

昭和24年 2月21日	社団法人愛媛県信用保証協会の創立総会開催
昭和24年 3月28日	社団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和24年 4月30日	設立登記
昭和24年 5月 1日	事務所を松山市二番町45番地、愛媛県商工会議所連合会内に置き、信用保証業務開始
昭和25年 8月14日	財団法人愛媛県信用保証協会の設立認可
昭和25年10月20日	設立登記
昭和29年 6月25日	信用保証協会法による特殊法人に組織変更認可
昭和29年 7月 5日	組織変更登記
昭和48年12月 1日	主たる事務所を現在地、松山市一番町4丁目1番地2へ移転

根拠法律と主務大臣

1. 根拠法律

信用保証協会法(以下「法」という)

2. 主務大臣

内閣総理大臣及び経済産業大臣……(法第48条)

金融庁長官……(法第50条1項に基づく権限の委任(内閣総理大臣))

地方支分部局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(経済産業大臣))

財務局長又は財務支局長……(法第50条2項に基づく権限の委任(金融庁長官))

都道県知事……(法第51条に基づく権限の委任(内閣総理大臣および経済産業大臣))

コンプライアンスと個人情報の取扱い

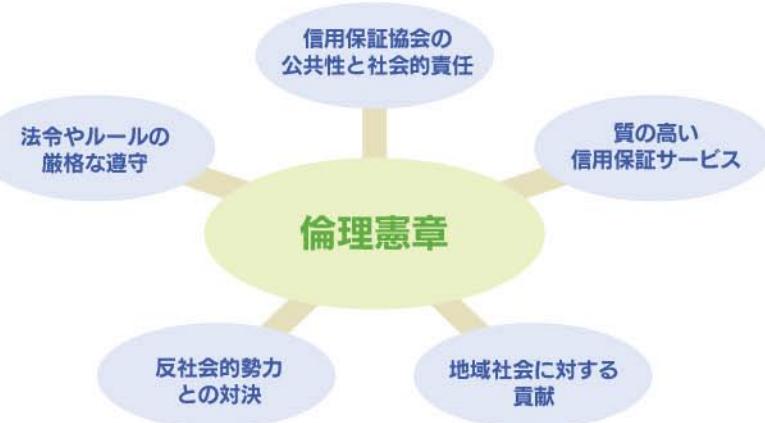
コンプライアンス態勢

当協会が「信用保証」を通じて中小企業金融の円滑化を図り、我が国中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献するという社会的使命を果たすためには、高い自己規律と社会からゆるぎない信頼の確立を図ることが不可欠です。

そのため、当協会では、以下の通り『愛媛県信用保証協会倫理憲章』を基本原則として定め、『具体的行動規範』に基づき、健全で透明性の高い業務運営に努めてまいります。

愛媛県信用保証協会倫理憲章

- ① 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図る。
- ② 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献する。
- ③ あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。
- ⑤ 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努める。



具体的行動規範

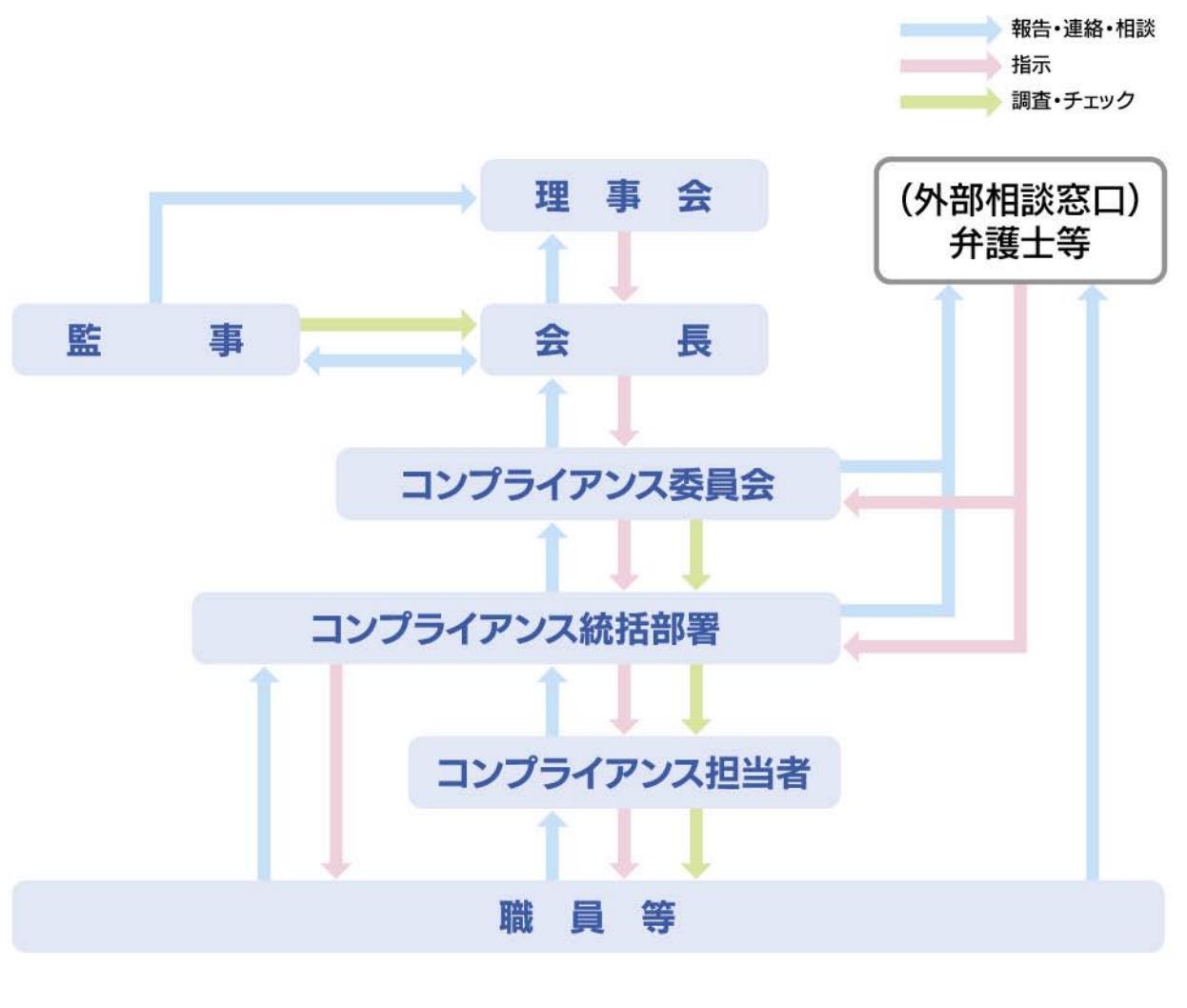
- | | |
|--------------------|----------------------|
| ① 法令・ルール等の遵守 | ⑥ 反社会的勢力(不当要求行為)との対決 |
| ② 誠実な職務の遂行 | ⑦ 外部からの苦情・トラブルへの対応 |
| ③ 守秘義務の履行 | ⑧ 職場秩序の維持 |
| ④ 職務上の地位と関係者との付き合い | ⑨ 違反行為の報告 |
| ⑤ コンプライアンス関連事項への対応 | ⑩ 懲罰 |

コンプライアンスの取組

当協会では、全役職員がコンプライアンス及び関連マニュアル集を保有し、職員一人一人が法令等の遵守を常に心がける組織風土を醸成するとともに、法令等を遵守して業務を推進するため各種研修・啓蒙活動を行っています。

また、コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の確立、維持を図るため「コンプライアンス委員会」を設置し、毎年、具体的な行動計画を策定し、達成状況を的確に評価するため、「コンプライアンスプログラム」を策定し、実践に結びつけています。

コンプライアンス組織体制図



反社会的勢力の排除、金融斡旋業者等第三者介入の排除

当協会では、「反社会的勢力については断固として保証を行わない」に努めています。

その姿勢を明確にするため、愛媛県信用保証協会倫理憲章で宣誓しているほか、平成21年7月からは信用保証委託契約書に反社会的勢力排除条項を追加するなど、更なる取組みの強化を図っています。

また、信用保証業務の公正、公平性を保つため、金融斡旋業者等第三者が介在する保証申込もお断りしています。

個人情報保護への取組

当協会では、個人情報の適切な取扱い、情報管理、漏洩事故防止などの社会的責務を果たすため、以下のとおり「個人情報保護宣言」を制定し、また、当協会が取得する個人情報について適切な保護と利用を図るため、関係法令等を遵守するとともに、信用保証業務の適切な運営の遂行のため個人情報保護に係る取扱い等について当協会ホームページまたはパンフレットにて公表しています。

個人情報保護宣言

愛媛県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱います。

2. 個人情報の取得・利用・提供

- (1) 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ等の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- (2) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- (3) 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- (4) お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

3. 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

4. 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

5. 個人データの委託

- (1) 当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- (2) 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6. 保有個人データの開示・利用目的の通知

- (1) 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- (2) 請求の方法は下記の当協会窓口に備置してある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項をご記入の上、ご本人確認書類を添付して窓口にご持参(または郵送)ください。

7. 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- (1) 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- (2) お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データを利用停止いたします。
- (3) お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の当協会窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (4) 6、7の具体的な手続につきましては当協会ホームページ等の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

8. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

9. 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせは、次のとおり、松山事業部及び各支所にてお受けいたします。

受付窓口	住 所	電話番号
松 山 事 業 部	松山市一番町4丁目1-2(中小企業会館内)	089-931-2118
新 居 浜 支 所	新居浜市一宮町2丁目4-8(商工会館内)	0897-33-8282
今 治 支 所	今治市旭町2丁目3-20(商工会議所ビル内)	0898-23-0170
八 幡 浜 支 所	八幡浜市1590番地22(商工会館内)	0894-22-2003
宇 和 島 支 所	宇和島市中央町1丁目9-10(愛媛新聞ビル内)	0895-22-6556

信用保証協会のしくみ

信用保証協会の役割

信用保証協会は、中小企業者等の方々が金融機関から事業資金の融資を受ける際に、「公的な保証人」となって金融の円滑化を図ることを目的として設立された、信用保証協会法に基づく特殊法人です。

■根拠法律

信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)

■関係法律

中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律第264号)

■目的

中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。(定款第1条)

■業務

1. 信用保証協会は、目的を達成するために次の業務を行っています。

- ① 中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付又は手形の割引を受けること等により金融機関に對して負担する債務の保証
- ② 中小企業者等の債務を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該保証債務の保証
- ③ 銀行その他の金融機関が、株式会社日本政策金融公庫を代理して中小企業者等に対する貸付を行った場合、当該金融機関が中小企業者等の当該借入による債務を保証することとなる場合におけるその保証をしたこととなる債務の保証
- ④ 中小企業者が発行する社債(当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)第66条第1号に規定する短期社債を除く。)のうち銀行その他の金融機関が引き受けるものに係る債務の保証
- ⑤ 前各号に掲げる業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

2. 信用保証協会は、前項の業務のほか、当該業務の遂行を妨げない限度において、平成20年9月1日より次の業務を行っています。

■新株予約権引受業務

中小企業者に対する債務保証を行うに際して、信用保証協会が新株予約権を媒介としてより緊密な支援を行うことを可能とすることを目的とする。創業ないし新分野に挑戦する中小企業者を支援する新たな手法。

■債権譲受業務

信用保証協会がその求償権先たる中小企業者の私的整理に反対する債権者(消極的な債権者)の有する債権の譲受けを行うことで、私的整理段階における円滑な債権者調整を可能とし、求償権先の再生プロセスを促進し、もって当該中小企業者に対する信用保証協会の回収の合理化を図ることを目的とする。

■再生ファンド出資業務

中小企業者を対象とした再生ファンドへの出資を信用保証協会が行うことで、政府全体として取り組んでいる地方の中小企業の再生を促すとともに、地域の中小企業を支える金融債権者の一員として責任を果たすこととする。

信用補完制度について

信用補完制度は、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会と株式会社日本政策金融公庫の二者から成り立つ「信用保険制度」の総称です。

信用保証協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、さらに、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。

これにより信用保証協会は、さらに広範な中小企業者等の金融を円滑にすることができるようになります。

このように「信用保証制度」と「信用保険制度」は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

信用補完制度

「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称
中小企業金融円滑化のための強力なシステム

信用保証制度

中小企業の皆様が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを円滑にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度。

信用保証協会は、融資実行または契約締結時に信用保証料を受領し、融資が不履行になった場合には金融機関に対し代位弁済を行います。

信用保険制度

保証債務の履行(代位弁済)という信用保証協会のリスクを、政府全額出資の株式会社日本政策金融公庫の保険によってカバーする制度。

信用保証協会は、株式会社日本政策金融公庫と信用保険契約を締結することによって、金融機関に代位弁済を行った際、その代位弁済額のうち、一定の金額を株式会社日本政策金融公庫より保険金として受領します。

地方公共団体と当協会の関係

愛媛県及び県内市町は、県内中小企業者の金融の円滑化を図るため、当協会及び県内金融機関と協調して制度融資を実施しています。

県内金融機関は、県及び市町からの預託を受け、この資金を原資として低利での融資を行っています。

また、県及び市町は、実施している融資制度の一部の制度で、当協会が代位弁済したものについて、損失補償契約に基づき、株式会社日本政策金融公庫の保険でカバーされない部分の一部を損失補償金として当協会に交付します。

平成25年度当協会は、県から2,552千円、各市町から2,534千円を損失補償金として受領しました。

当協会は代位弁済後、中小企業者から回収した金額を損失補償金の受領割合に応じて県及び市町に納付します。

保証協会債権回収㈱との協力関係

当協会が代位弁済した後は、中小企業者から直接、当協会へご返済いただくこととなります。

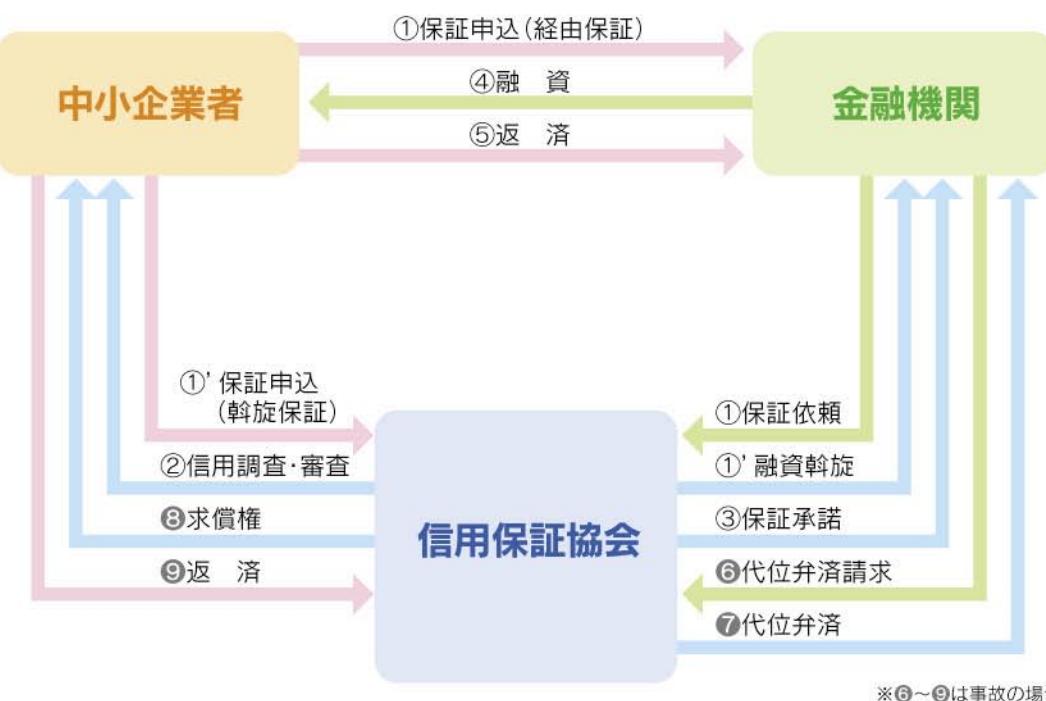
この代位弁済後の求償権回収は、信用補完制度の健全性維持、発展のため欠かせない業務です。

しかしながら、第三者保証人や物的担保に依存しない保証が定着し、無担保求償権回収の最大化・効率化がより一層求められるようになりました。

そこで、当協会では、求償権回収の効率化を目的として、保証協会債権回収㈱に求償権回収業務を委託しています。

委託求償権の残高は、平成25年度末時点で、11,182百万円、平成25年度中の委託求償権の回収額は407百万円となっています。

(*委託残高金額は元金のみ、回収額は、元金・損害金のみ集計)



解説

信用保証制度とは…

- ① 中小企業者は、直接または金融機関を通じて信用保証の申込をします。(県・市町制度資金は、市町の商工担当課や商工会、商工会議所などでも取扱っています。)
- ② 信用保証協会は、申込のあった中小企業者の信用調査・審査を行います。
- ③ 保証の承諾を決定した場合は、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- ④ 金融機関は信用保証書に基づいて、中小企業者に融資を行います。この時、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会へ納めていただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済します。
- ⑥ 万一、中小企業者が何らかの理由(倒産等)によって、借入金の返済ができなくなった場合は、金融機関は信用保証協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に返済(代位弁済)します。
- ⑧ 代位弁済を行うことにより、信用保証協会は中小企業者に対し求償権を取得し、債権者となります。
- ⑨ 中小企業者およびその保証人は、信用保証協会に求償債務の返済をします。

(注)代位弁済後は、年14%の損害金が生じます。

信用保険制度のしくみ



解説

信用保険制度とは…

信用保証協会で信用保証を行いその保証付融資が実行されると、すべての保証に対し中小企業信用保険法に基づく保険が掛けられる仕組みになっています。

- ① 日本政策金融公庫(以下、公庫)と信用保証協会は信用保険契約を締結し、公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は①の契約に基づいて保険要件(信用保険をかけるための要件は、保険種類ごとに法令等によって定められています。)を備えた信用保証を行った場合は、公庫に保証通知を行うとともに、保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に対し、代位弁済をしたときは、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- ④ 信用保証協会は、信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として公庫から受領します。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

当協会の業務について

■ご利用にあたって

保証をご利用いただける方

- ◆個人事業主の方は、住所または事業所のいずれかが、法人の方は、本店または事業所のいずれかが愛媛県内にあって事業を行つていればご利用になれます。(ただし、中小企業以外のサラリーマン等は保証の対象となりません。)
- ◆会社は資本金または常時使用する従業員数のいずれかが下表に該当していれば対象となります。また、個人は常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。
- ◆保証対象業種の中には許認可等を必要とする業種があり、これに該当する場合は許認可等を受けていることが必要です。

業種	資本金	常時使用の従業員
製造業等(運輸業・建設業を含む。)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
医療法人	—	300人以下

※ソフトウェア業や旅館業など一部の業種(政令特例業種)については、上記基準がさらに緩和されます。
※生計を一にしている家族従業員、会社役員、全くの臨時のな社員は「常時使用の従業員数」に含まれません。
※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

保証の内容

◆保証限度額

個人・法人 医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記保証限度額のうち無担保保証の限度額は8,000万円です。なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人の限度額1,250万円を含みますが、ご利用に際しては別途要件があります。(従業員数・居住要件・納税要件等)
※国の施策による特別保証制度は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。
※県・市町の制度融資の保証については、それぞれの制度要綱等に定められている融資限度となります。

◆資金使途

事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

◆保証期間

運転資金	10年以内
設備資金	15年以内(土地・建物取得資金については20年以内)

※県・市町の制度融資や保証協会制度で独自に期間を定めているものについては、各々の制度融資で定めている期間によります。

◆担保

必要に応じて不動産などを提供していただきます。

◆連帯保証人

個人	原則として不要
法人（組合）	原則として法人代表者（代表理事）のみ必要（注）

※実質的な経営者や事業承継予定者等、特段の理由がある場合は保証参加していただく場合があります。

（注）経営者保証ガイドライン対応保証を利用する場合は連帯保証人を不要とします。

保証をご利用になれない方

◆業種等について

- 農業、林業、漁業、金融業、風俗関連営業や射幸的娯楽業等サービス業の一部、宗教法人、非営利団体（NPOを含む）など
- 許認可等を要する事業を営む方で、許認可等を受けていない方

◆信用保証協会取引について

- 信用保証協会の代位弁済を受け、求償債務が残っている方やその関係人の方
(※所定の要件を満たしている場合には、例外的に認められる場合があります。)
- 信用保証協会が事故報告を受理し、事故事由が解消していない方
- 前回の保証が設備資金で、その設備が履行されていない方
- 他の信用保証協会で、無担保無保証人融資を受けている方

◆金融取引について

- 手形、小切手について不渡りがある方および銀行取引停止処分を受けている方
(ただし、第1回不渡り発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のない方を除きます。)
- 借入れ(信用保証協会の保証付融資、金融機関プロバー融資等)について、返済を延滞している方
- 会社更生、民事再生等法的整理手続中(申立中を含みます。)の方
(ただし、事業再生保証の対象となる方を除きます。)

◆財務内容等について

- 税金を滞納し、完納の見通しが立っていない方
- 粉飾決算や融通手形操作を行っている方
- 多額の高利借入を利用して、早期解消が見込めない方
- 事業規模に比し、大幅な債務超過、欠損や多額の借入等業況に懸念がある方

◆その他

- 休眠会社
(最終登記後12年以上経過した株式会社で、会社法472条の規定により、休眠会社として解散したとみなされた場合)
- 保証申込について、暴力団金融あつせん屋等の第三者の介在が判明した方
- 暴力団不法行為者、反社会的勢力及び反社会的勢力の共生者であると信用保証協会が判断した方
- 法令に違反し、又は著しく公序良俗に反すると認められる方

■信用保証業務の流れ



■責任共有制度について

平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、平成19年10月より金融機関と信用保証協会の「責任共有制度」が導入されました。

この制度は、金融機関と信用保証協会とが適切な責任共有を図ることで、両者が連携を強化して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握しながら、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的とした制度です。これにより、これまで信用保証協会が原則100%信用リスクを負担していた信用保証制度が、金融機関にも原則20%の負担を求めるよう制度改正されました。

概要

責任共有の方法には次の二通りの方式があります。金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかを選択します。

【部分保証方式】 融資金額の80%を信用保証協会が保証する方式 **保証金額＝融資金額×80%**

【負担金方式】 融資金額の100%を信用保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績(代位弁済等実績率)に応じた一定の負担金を事後に金融機関が信用保証協会に支払う方式

$$\text{負担金} = \frac{\text{保証債務平均残高(X期)} \times (\text{代位弁済額(Y期)} - \text{不動産担保回収に関する額(Y期)})}{\text{保証債務平均残高(Y期)}} \times \text{負担割合(20\%)}$$

(注)X期は、原則として半期。なお、当該平均残高は平成19年10月以降に信用保証協会が申込受付し、保証承諾をしたものに限る。

Y期は、X期よりも以前の期間であり、原則として半期。なお、代位弁済等実績率を構成する数値は、いずれも平成19年7月以降に申込受付し、保証承諾したものに限る。

—金融機関の負担割合について—

いずれの方式においても金融機関の負担割合は20%となります。

金融機関負担部分イメージ図



責任共有制度の対象

一部の保証を除き、原則として全ての保証が責任共有制度の対象となります。また、金融機関の選択方式に関わらず部分保証となる保証制度(中小企業特定社債保証や流動資産担保融資保証など)もあります。平成19年10月1日以降に信用保証協会が申込受付をし、保証承諾決定を行ったものが本制度の対象となります。

(1)責任共有制度の対象となる保証

次の(2)の保証以外のすべての保証

(2)責任共有制度の対象外となる保証<100%保証>

- | | |
|--|--|
| 1. 経営安定関連保険(セーフティネット)1~6号に係る保証 | 7. 求償権消滅保証 |
| 2. 災害関連保険に係る保証 | 8. 破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証) |
| 3. 創業関連保険(再挑戦支援保証を含む)、創業等関連保険に
係る保証 | 9. 東日本大震災復興緊急保険に係る保証 |
| 4. 特別小口保険に係る保証 | 10. 経営力強化保証(責任共有対象除外となる保証付の既往借
入金の範囲内の額を本制度で借換る場合) |
| 5. 事業再生保険に係る保証 | 11. 事業再生計画実施関連保証(責任共有対象除外となる保証
付の既往借入金の範囲内の額を本制度で借換る場合) |
| 6. 小口零細企業保証(※) | |

*小口零細企業保証制度の概要

責任共有制度導入に際して、零細企業であって、借入も少額な企業の方向けに、責任共有制度の対象除外となる保証制度として創設された全国統一の保証制度です。

ご利用いただける方	常時使用する従業員数が20人以下(卸・小売・サービス業は5名以下)の法人・個人事業主の方 (注)
保証限度額	1,250万円(既保証残高を含む)
保証期間	運転5年以内(据置1年以内)・設備7年以内(据置1年以内)

(注)常時使用する従業員の数を業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社および個人とします。

■信用保証料について

信用保証料は、信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者に、保証利用の対価としてお支払いいただきます。

信用保証料は、株式会社日本政策金融公庫に支払う信用保険料・代位弁済に伴う損失の補てん・経費など信用保証制度を健全に運営するうえで必要な費用に充当されます。

信用保証料の徴収については、約定書第8条第1項で金融機関に委託しており、支払方法は、一括払いと分割払いがあります。

なお、信用保証料のほかは、調査料・相談料など一切いただきません。

信用保証料率

平成18年4月1日より全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しています。これは、平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関する検討小委員会取りまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされた信用保証料率を中小企業者の財務内容等に応じて0.45%～1.90%（※責任共有対象外のものについては0.50%～2.20%）の9段階にしたものです。

このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、全ての保証制度に適用されますが、政策的に配慮された特別な保証であるセーフティネット保証、東日本大震災復興緊急保証、流動資産担保融資保証などは対象外になります。

なお、最終的な信用保証料率は、中小企業者ごとに下記のような定性要因（非財務要因）を加味して決定します。

<定性要因による割引>

以下に該当される方については、信用保証料率を0.1%割引します。

◆「中小企業会計割引」

国が推奨する「中小企業の会計に関する基本要領」に準拠して公認会計士または税理士が計算書類（決算書）を作成したことが確認できる中小企業者または、保証申込時、会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類を提出した中小企業者

（ただし、制度によっては割引の適用ができないものもあります。）

◆「有担保割引」

有担保保証（物的担保を提供いただける保証）を利用する場合

（ただし、制度によって割引の適用ができないものもあります。）

信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人CRD協会の予想デフォルト確率を利用します。

※一般社団法人CRD協会とは、平成26年4月現在、180の金融機関等が会員となっており、約322万の中小企業データが蓄積されている、中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。

<基本保証料率>（平成18年度～）

（単位：年率%）

年 度	基本保証料率								
	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
平成18年度 （※保証料率の弾力化） ～平成19年度（平成19年9月迄）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
平成19年度（平成19年10月から）～ （※責任共有制度の導入）	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
(注)責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

（注）責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したもの。（平成19年10月1日以降）責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「責任共有外保証料率」という）は、保証委託額に対する率。

＜保証料率区分の決定プロセス図＞



信用保証料の計算式

①保証料

保証料率は年率建になっており、計算は年率で行いますが、年に満たない部分は月率で、月に満たない部分は日率で行います。

なお、計算の際生じた円未満の端数は切り捨てます。（月・日率については小数点第5位切捨となります）

（1）期日一括払（根保証の場合を含む）は次の計算によります。

保証金額 × 保証料率 × 保証期間

（例1）
保証金額 1,000千円
保証料率(年) 1.00%
保証期間 1年
 $1,000\text{千円} \times 1.00\% \times 1\text{年} = 10,000\text{円}$

（例2）
保証金額 1,000千円
保証料率(月) 0.0833%
保証期間 6ヶ月
 $1,000\text{千円} \times 0.0833\% \times 6\text{ヶ月} = 4,998\text{円}$

（例3）
保証金額 1,000千円
保証料率(月) 0.0833% (日) 0.0027%
保証期間 4月1日～6月21日
 $1,000\text{千円} \times 0.0833\% \times 2\text{ヶ月} = 1,666\text{円}$
 $1,000\text{千円} \times 0.0027\% \times 21\text{日} = 567\text{円}$
計 2,233円

（2）分割払（均等・不均等）は次の計算によります。

予定保証残高 × 保証料率 × 期間

（期間とは保証期間を分割返済期日により区分した期間をいう）

（例）保証金額 3,000千円
保証料率(月) 0.0833%
保証期間 3ヶ月
返済方法 貸出後1ヶ月目から毎月1,000千円あて弁済
残額1,000千円月日弁済
 $3,000\text{千円} \times 0.0833\% \times 1\text{ヶ月} = 2,499\text{円}$
 $2,000\text{千円} \times 0.0833\% \times 1\text{ヶ月} = 1,666\text{円}$
 $1,000\text{千円} \times 0.0833\% \times 1\text{ヶ月} = 833\text{円}$
計 4,998円

②延滞保証料

延滞保証料は、履行期限（分割履行期限及び最終履行期限）の翌日から弁済日（または代位弁済日）までの日数について、年3.65%の料率で計算されます。

延滞保証料の計算は次の方法によります。

延滞額 × 延滞保証料率 × 延滞期間

（例1）一括払の場合
保証残高 1,000千円
弁済期日 4月1日
弁 済 日 4月5日
 $1,000\text{千円} \times 3.65\% \times 4/365 = 400\text{円}$

（例2）分割払の場合
毎月の弁済金額 100千円
毎月の弁済日 1日
弁済があった日 5日
 $100\text{千円} \times 3.65\% \times 4/365 = 40\text{円}$

（注）支払期限が金融機関の休日に当たる場合の取扱いは次のとおりです。

- ①休日後最初の営業日（以下「翌営業日」という）に返済があったときは、延滞保証料は徴収しません。
- ②翌営業日後に返済があったときは、翌営業日の翌日から入金のあった日までの延滞保証料を徴収します。

一保証料の返戻一

保証料は違算過収の場合を除いて、原則として返戻しません。

ただし、被保証債務の繰上完済の場合は、返戻保証料が1件1,000円を超えるものについて返戻することができます。

■信用保証制度のご案内

主な保証制度

制 度 名		制 度 の 特 徴	融資限度額
一般 金融機関との提携保証 協会制度 全国統一(または準統一)の保証 市町村制度 県制度 愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	普通保証	通常の保証制度です。	個人・法人:2億8,000万円以内 組合:4億8,000万円以内
	小口連携保証(トライアングル1000)	信用保証協会、金融機関、商工団体のトライアングルで小口資金の資金調達をスムーズにしています。※商工団体の推薦状が必要です。	500万円以内もしくは1,000万円以内 (※運転資金については、月商の2ヶ月が上限)
	優良ランク保証(バリュー5000)	優良企業者向けの商品です。(※会社・医療法人のみ対象) ※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	5,000万円以内 (※手賃恒常資金の利用も可能)
	優良ランク保証Ⅱ(グッド3000)	小規模でも財務内容が良好な中小企業者向けの商品です。(※一定の要件を満たす会社・医療法人が対象)※通常の保証料率より、0.15%優遇されています。	3,000万円以内(※手賃恒常資金の利用も可能) ※ただし、直近決算の平均月商の2ヶ月が上限
	中小企業金融円滑化保証(スマーズ8000)	金融機関の企業評価「自己査定」の活用により、簡易・迅速に借入ができます。	8,000万円以内
	事業者カードローン当座貸越根保証	カードでスピードで借入ができます。	100万円以上2,000万円以内
	当座貸越(貸付専用型)根保証	いざというときのために借入枠を確保できます。 借入枠内であれば、いつでもすぐに借入ができます。	100万円以上2億8,000万円以内
	中小企業特定社債保証	中小企業者が発行する「社債(私募債)」に対して行う保証です。	3,000万円以上5億6,000万円以内 (保証割合:80%)
	流動資産担保融資保証(ABL保証)	流動資産(売掛債権や棚卸資産)を担保として借入ができ、資金調達の幅が広がります。	2億5,000万円以内 (保証割合:80%)
	経営安定関連保証(セーフティネット保証)	取引先の倒産や災害その他突發的事由、また不況業種等の理由により影響を受けている方への制度です。	個人・法人:2億8,000万円以内 組合:4億8,000万円以内
市町村制度 県制度 愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	創業等関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)
	創業関連保証	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※再挑戦支援保証と合算)
	再挑戦支援保証	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※創業関連保証と合算)
	経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の連携により、中小企業者の経営力の強化を図る制度です。	個人・法人:2億8,000万円以内 組合:4億8,000万円以内
	中小企業振興資金融資制度保証	低利な小口資金を利用したい方への制度です。	500万円以内
	中小企業緊急経営資金融資制度保証(※現在、八幡浜市・西予市・今治市・新居浜市・四国中央市のみ)	売上が減少(前年比5%(*))した方への緊急融資制度です。 *要件が3%に緩和されている市もあります。	1,000万円以内 (振興資金と合算)
	中小企業経営安定化資金融資制度保証(※現在、松山市・今治市のみ)	セーフティネット保証1号～8号のいずれかの要件に該当した方への緊急融資制度です。	1,000万円以内 (振興資金及び緊急経営資金と合算)
	中小企業季節資金融資制度保証(※松山市・今治市・新居浜市のみ)	ボーナス等の短期運転資金が必要な方への制度です。	300万円以内
	中小企業設備近代化資金融資制度保証(※松山市・今治市のみ)	設備資金を低利の長期資金で調達したい方への制度です。	1,000万円以内
	小企業特別小口資金融資制度保証(※今治市のみ)	小規模事業者向けの制度資金です。	200万円以内
愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	一般資金 (下記以外)	経営の安定化を図るために、低利な固定金利の事業資金を調達したい方への制度です。	5,000万円以内
	建設産業短期資金 特定中小企業者(注1) 7号～8号	建設業又は土木建築サービス業を営む方へ、タイムリーな短期運転資金を提供する制度です。(※但し、工事代金などの返済財源を特定したものに限ります。)	2,000万円以内
	短期資金	ボーナス等の短期の運転資金が必要な方への制度です。	知事がその都度定める (平成26年6月2日現在 1,500万円以内)
	小口零細企業資金 (下記以外) 経営指導特例	小規模事業者向けの経営安定化のための制度資金です。	1,250万円以内 (既存の保証付融資残高を含む)
	創業等関連資金 新事業創出支援資金 創業関連資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,500万円以内(※新規開業資金については、自己資金額が限度額となります。)
	再挑戦支援資金	新規開業、分社化のための設備資金・運転資金を必要とする方への制度です。開業後5年以内の方も対象となります。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※再挑戦支援資金と合算)
	(下記以外)	再起業(再チャレンジ)する方への制度です。	1,000万円以内(支援創業関連保証利用は1,500万円)(※創業関連保証と合算)
	緊急経済対策特別支援資金 特定中小企業者(注1) 7号～8号	売上減少、為替変動や原油価格高騰等の影響により、事業活動に支障を生じ、運転資金を必要としている方への制度です。	5,000万円以内 (※組合は、1億円以内) (借換資金を含む場合は、8,000万円以内(組合は、1億6,000万円以内))

(注1) 特定中小企業者とは、信用保証法第2条第5項第1号から第8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた中小企業者又は組合をいいます。

(平成26年6月2日現在)

資金使途	融資期間	保証料率(年率)	利率(年利)	連帯保証人	担保
運転・設備	運転:10年以内 設備:15年以内(特別20年以内)	0.45~1.90%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内	0.45~1.90%	金融機関所定利率(但し、通常金利より0.3%引き下げ)	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転	7年以内	0.30~0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
運転	7年以内	0.30~0.85%	金融機関所定利率	原則代表者	不要
運転	7年以内(但し、経営安定関連保証を利用する場合は10年以内)	0.45~1.90% (但し他の保証制度を併用する場合は当該制度の料率適用)	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	1年間もしくは2年間 (更新可)	0.39~1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転・設備	1年間もしくは2年間 (更新可)	0.39~1.62%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則5,000万円以内不要 5,000万円超必要
運転・設備	2年以上7年以内	0.45~1.90% (定性要因による割引有)	金融機関所定利率	不要	原則不要、但し保証金額 2億円超必要
運転・設備	根保証:1年間(更新可) 個別保証:1年以内	0.68%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	流動資産を譲渡担保とします。
運転・設備	運転:10年以内 設備:15年以内(特別20年以内)	1号~6号0.80% 7号~8号0.70%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	10年以内	0.80%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・借換・設備 ※事業計画の実施に 必要な資金に限る	運転:5年以内 借換:10年以内 設備:7年以内	責任共有対象の場合 0.45~1.75% 責任共有対象外の場合 0.50~2.00%	金融機関所定利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	5年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	6年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	7年以内	1号~6号0.80% 7号~8号0.70%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	5ヶ月以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
設備	7年以内	0.45~1.66%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	5年以内	0.85%	市町、金融機関、保証協会 の3者が定めた利率	不要	不要
運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.35~1.72%	2.15%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転	1年以内	0.35~1.72%	1.75%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
		0.80%	1.60%		
		0.70%	1.75%		
運転	1年以内	0.45~1.90%	知事がその都度定める (平成26年6月2日現在 1.55%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.50~1.87% (経営指導特例 0.50~1.55%)	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	原則不要
運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.80%	1.50% (特例の場合 1.3%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・設備	運転:5年以内 設備:7年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.80%	1.50% (特例の場合 1.3%)	個人:原則不要 法人:原則代表者	不要
運転・借換	運転:5年以内 借換:10年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.35~1.72%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転:7年以内 借換:10年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.80%	1.50%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求
	運転:7年以内 借換:10年以内 (条件変更の場合、 3年までの延長可)	0.70%	1.65%	個人:原則不要 法人:原則代表者	必要に応じ徴求

(注2)上記の保証制度以外にも、いろいろなお悩みやニーズに合った豊富な保証制度がございます。詳しくは『保証月報』(4月号)にてご確認ください。
 (注3)県制度の利率(年利)については、今後変更する場合もありますので、都度ご確認ください。

■広報活動について

当協会では、中小企業の皆様に「信用保証」について理解を深めていただき、より一層ご利用いただくため、様々な広報活動を行っています。

◆ホームページによる情報発信

当協会では、多くの方々に信用保証協会について知つていただくためにホームページを開設しております。ホームページの主な内容は、信用保証協会に関する基本事項のほか、ご利用方法や各種保証制度のご紹介などを掲載しています。

また、金融機関ページを設けており、金融機関ご担当者向けに協会で使用する各種様式がダウンロードできます。今後も、親しみやすく分かりやすいホームページになるよう心がけてまいりますので、ぜひご活用ください。

ホームページのトップページ

The screenshot shows the homepage of Ehime Guarantee. At the top, there's a navigation bar with links for 'Top Page', 'About Us', 'How to Apply', 'Case Studies', 'Business Plan', 'Guarantee Overview', 'Financial Institutions', and 'Inquiries'. Below the navigation is a large banner with the text 'A Small Business Partner That Works Hard' and an illustration of various professionals. The main content area is divided into several sections: 'About Us', 'How to Apply', 'Financial Institutions', 'Case Studies', 'Business Plan', and 'Inquiries'. Each section contains sub-links and descriptive text. At the bottom, there's a footer with contact information and a copyright notice.

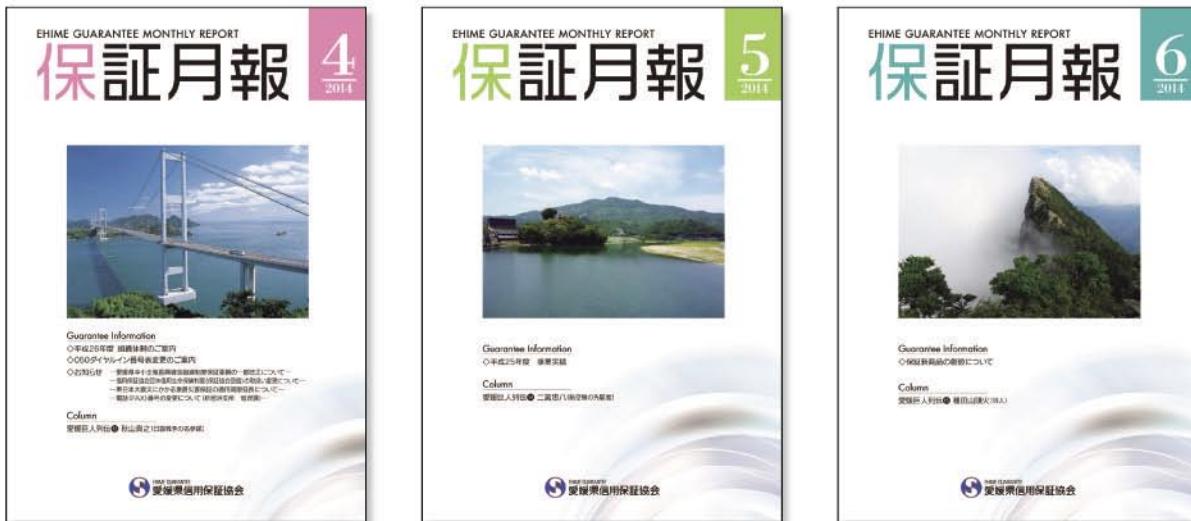
(平成26年6月12日現在)

ホームページアドレス

<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

◆保証月報の発行

定期刊行物として、毎月1回「保証月報」を発行し、県内の金融機関、商工会議所等関係機関に配布しています。



◆各種パンフレットの作成

【金融機関向けパンフレット】

携帯用の保証の手引書となるよう金融機関の実務担当者向けに、「信用保証のご案内」を作成しています。



【お客様向けリーフレット】

信用保証協会の仕組みを簡潔に紹介した中小企業のお客様向けのリーフレット「信用保証制度のご案内」を作成しています。



当協会では、保証制度の取扱状況や特別相談窓口の設置など、タイムリーに協会情報の提供を行っています。

■相談窓口について

当協会では、大型倒産や金融機関の破綻・自然災害など多くの中小企業者が影響を受けると思われる事由が発生した場合、その都度迅速に『特別相談窓口』を本・支所に開設し、中小企業者からのご相談をお受けしています。平成26年6月2日現在で設置している特別相談窓口は次の通りですので、お気軽にご利用ください。

〈特別相談窓口〉

- 北朝鮮制裁措置
- 皮革等関連
- 東日本大震災関連
- 経営改善・資金繰り関連
- 原材料・エネルギーコスト高対策
- デフレ脱却等

中期事業計画と年度経営計画について

第3次中期事業計画(平成24年度～平成26年度)

業務運営方針

愛媛県信用保証協会は中小企業金融の円滑化に寄与し、中小企業の健全な育成と地域経済の発展に貢献するため、以下に掲げる事項を平成24年度から平成26年度までの3カ年間における業務の主要項目として取り組んでいきます。

1. 保証業務の推進

中小企業を取り巻く環境は依然として非常に厳しく先行き不透明な状況にある中、「顔の見える協会」と「顧客満足度の向上」を目指し、金融機関や中小企業関係団体等との連携を密にして企業の実情に応じた柔軟な姿勢で保証に取り組みます。

また、従来の経営相談窓口を活用した「企業の経営支援・再生支援」等にも積極的に取り組み、より一層地域密着型の保証及び期中支援を推進します。

2. 期中管理の強化

金融機関との連携をこれまで以上に密にして期中管理の早期着手に努めます。また被保証人・連帯保証人等に対する面接・現地訪問を積極的に実施して早期の実態把握を図るとともに、代位弁済不可避の案件については回収担当者との連携を密にして一元管理のもと早期回収着手に努めます。さらに金融機関や中小企業再生支援協議会との連携を密にして企業の実情に合わせた経営支援・再生支援に積極的に取り組みます。

3. 求償権管理の充実と回収の促進

期中管理から求償権に至るまでの一元管理を強化し、早期回収着手に努めます。また、定期回収先に対する地道な増額交渉等を実施し定期回収の強化を図るとともに、一括弁済の交渉を積極的に行い回収の最大化を図ります。さらにサービスとの連携を強化し効率的な回収に努めます。

4. 信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応

持続可能な信用補完制度構築のために、主務省の指導のもと具体的取り組みが順次実施されていることから、当協会もその取り組みのための体制整備や運営のための措置を講じます。

5. 信用補完制度改革の影響及び分析

保証料率の弾力化、第三者保証人非徵求措置、責任共有制度等の一連の制度改革が信用補完制度や協会経営にどのように影響を与えるか等を連合会からの情報・分析を中心に継続的に把握し、協会独自で改善できるものについては、適宜必要な措置を講じます。特に、当協会では独自に信用リスク管理の高度化を進めており、保証債務の量と質をポートフォリオ管理することで、適正な保証債務への取り組み(量の適正化)や、優良先の取り込みや先数の拡大によってリスク分散を行なう(質の適正化)など、協会経営の健全化を図ります。

6. 利便性の向上に向けた取り組み

信用補完制度の改革等により年々複雑化していく事務処理に適応していくため、事務処理の整理やシステムによる省力化を推進します。保証審査業務をはじめ業務全般にわたって事務の標準化、規程等の整備、また、システムによる省力化・効率化を通じて経営の合理化を図り、顧客サービスの向上に努めます。同時に、内部研修や通知通達を通じて、正確な事務処理やその重要性について職員に周知徹底するとともに、グループウェアを利用した情報の共有化を図ります。

対外的には、顧客の利便性向上に向け、機関誌、パンフレット、ホームページの充実に努め、信用保証制度についてより広く正しい理解が得られるよう心がけるとともに、情報の高度化や経営の透明性の向上にも努めます。

7. 職員の資質向上

効率化により限られた人的資源を有効に活用し、「顔が見える協会」として地域中小企業者の利便性に資するべく、引き続き外部研修会へ積極的に参加させるほか、研修効果を業務に活かすための職場内研修や職員の自主的学習への支援にも配慮するなど出来る限り、個々の職員の能力開発、資質の向上が図られるように努めます。

また、協会を取り巻く環境の変化に対応できる人材の育成・開発を一層促進するため、中小企業者の創業支援、経営支援、再生支援など多様なニーズに対応できる人材の養成のため、各種専門的な研修参加機会の拡充に努めます。

8. コンプライアンス体制の充実・強化及び危機管理体制の強化

企業の運営規律の強化が社会的要請となっており、引き続きコンプライアンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラムに基づいて、法令遵守体制の検証を適宜行うと共に、内部監査におけるコンプライアンスに係る事項の監査(随時)や研修・啓蒙活動を通じてさらなるコンプライアンス遵守の強化を図ります。

なお、平成21年度から常勤監事を置き、監査室を設けて業務執行状況及び会計並びに財産の処理状況についての監査機能を強化しており、協会のガバナンス向上に努めています。

また、危機管理体制として、平成24年度には東日本大震災など想定外の危機が発生した場合に備え、コンピュータシステムの早期復旧のみならず、人材、事業所等も含めた協会全体の事業継続計画(BCP計画)を策定し、危機管理体制を整備します。

事業計画

(単位:百万円)

項目	年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	金額	対前年度実績比	金額	対前年度計画比	金額	対前年度計画比		
保証承諾	110,000	106.0%	108,000	98.2%	105,000	97.2%		
保証債務残高	233,000	100.5%	227,000	97.4%	222,000	97.8%		
代位弁済	6,000	107.7%	8,000	133.3%	9,000	112.5%		
実際回収	1,100	95.5%	1,100	100.0%	1,100	100.0%		

平成26年度経営計画

重点課題

1. 保証部門

(1) 金融機関との連携強化

金融機関との情報交換を密にし、責任共有制度の推進や、金融機関との提携保証を活用しながら、迅速かつ適切な保証対応に努めます。

(2) 政策保証の推進

セーフティネット保証が平時への運用に移行されることで、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期すため、借換保証を積極的に推進し、さらに、セーフティネット保証の対象から外れた先については、経営力強化保証等を受け皿として活用していきます。

なお、これら政策保証の推進のため、金融機関等との勉強会で保証制度の周知を図っていきます。

(3) 創業の促進と再生支援の強化

「日本再興戦略」の実行のためには、地域における創業の促進と再生支援の強化を図る必要があります。

創業の促進については、愛媛県や金融機関との連携を強化し、創業支援保証制度の充実を図ります。また創業者向けのパンフレットを作成し、同制度の周知を図ることで、創業時の資金供給に努めます。

再生支援については、中小企業支援ネットワークや金融機関との定期会合等において情報交換を密にし、共通認識の醸成を図るとともに、事業再生計画実施関連保証制度等を活用した資金供給に努めます。

(4) 目利き能力の向上

企業訪問による実地調査を積極的に実施し、職員の目利き能力を高めることで企業の経営実態把握に努めるとともに、企業の潜在的な可能性や将来性等に着目し、最適な支援策を見出して経営改善や事業再生等の質の高い支援につなげていきます。

2. 期中管理部門

(1) 返済緩和先の業況把握と経営支援の取り組み強化

返済条件変更時に現地調査や経営者との面談、及び金融機関からの情報収集により事業の実態及び業況把握に努め、金融機関と連携して適切な支援措置を講じます。また、返済緩和先のうち改善計画未策定先または改善計画未達成先を抽出し、「経営改善計画策定支援事業」の利用を金融機関と連携して事業者に働きかけます。さらに経営改善に取り組む意欲のある事業者を対象に、同事業を活用した改善計画策定支援及び金融支援に積極的に取り組みます。

(2) 外部支援機関との連携強化

中小企業支援ネットワークや金融機関等外部支援機関との定期会合において、経営・再生支援に関する情報や意見の交換を継続的に行うことで、共通認識の醸成や一体的な取り組みの促進につなげます。

(3) 金融機関及び回収部門との連携による延滞・事故管理及び代位弁済への早期着手

金融機関との緊密な連携により延滞・事故管理への早期着手を図り、事業者の実態把握に努めます。また、事業継続が困難な先に対しては、迅速に代位弁済を履行するとともに、回収部門との連携により早期に回収方針を立てます。

3. 回収部門

(1) 求償権の適切な状況把握と回収方針の明確化

代位弁済後の初動調査を充実させることにより、債務者や連帯保証人等の実態を的確に把握し、回収手段、実施時期等についての回収方針を明確にして、早期回収に着手します。

既存求償権については、訪問や面談により現況把握を強化します。特に長期化している案件の見直しを進め、実際に見合った回収方針を明確にすることにより管理を徹底していきます。

(2) 定期回収の管理強化と不定期回収の増額

定期回収先の入金管理に努めるとともに、相手方の状況に応じた増額交渉を行い、定期回収先数の増加及び回収額の底上げを図ります。また、損害金軽減や保証債務免除を視野に入れての一括回収交渉等により不定期回収の増額を図ります。

(3) 求償権管理の合理・効率化の促進

求償権の質の劣化に対応するため、求償権分類に係る基準の見直しを行うとともに、将来にわたって回収が見込まれず管理の実益がない求償権については、計画的に管理事務停止及び求償権整理の手続きを促進し、回収が見込まれる求償権に対して集中的な取り組みを行います。

(4) サービサーとの連携強化

サービサーとの連携を密にして一体となって回収促進に努め、個別案件にかかる回収方針の協議や回収実績の確認等を隨時行います。

(5) 企業再生支援の推進

企業の経営改善や再生に寄与すべく、求償権消滅保証の提案及び一部弁済による連帯保証債務免除の取り組みを行います。

4. その他間接部門

(1) 信用補完制度の堅持・拡充に向けた取り組みへの対応

持続可能な信用補完制度構築のために、主務省の指導のもと順次実施される具体的な取り組みについて、当協会もその取り組みのための態勢整備や運営のための措置を講じていきます。

(2) 信用リスク管理の高度化への対応

当協会が健全な経営を維持していくためには、適正な保証審査や条件変更対応に努めていく必要があり、審査支援運用として取り組んでいた当協会独自PD値をベースにした信用リスク管理について、PD値の検証作業を継続して行い、保証債務の量と質のポートフォリオ管理を可能にするとともに与信判断への活用も目指していきます。

(3) 広報活動の充実

中小企業・小規模事業者及び金融機関、商工団体その他関係機関に対し、信用保証業務の理解と適正保証の利用を促進するため、情報交換会等を通じて広報活動に努めます。また、機関誌、パンフレットの充実を図り、信用保証制度についてより広く正しい理解が得られるよう努めます。

(4) 目利き職員の育成

協会を取り巻く環境の変化に対応できる人材の育成・開発を一層促進するため、中小企業・小規模事業者の創業支援、経営支援、再生支援など多様なニーズに対応できる人材の育成に努めます。全国信用保証協会連合会等の外部研修への積極的な参加や内部研修の充実に取り組むなど研修機会の拡充を図るとともに、各種通信教育講座の紹介、受講料補助等により職員の自主研修を支援します。

(5) コンプライアンス態勢の強化

コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づいて法令遵守態勢の検証を適宜行うとともに、内部監査や研修・啓蒙活動を通じて、さらなるコンプライアンス態勢の強化を図ります。また、反社会的勢力に対しては、排除に向け情報収集を図るとともに、関係機関との一層の連携を図ります。

業務計画

(単位:百万円、%)

区分	金額	前年度実績比
保証承諾	93,000	102.9
保証債務残高	205,000	98.4
代位弁済	5,000	142.5
実際回収	1,000	93.8

(単位:百万円)

基本財産	年度末残高
基 金	3,571
基金準備金	9,322
合 計	12,893

収支計画

(単位:百万円)

支出の部		収入の部	
科 目	金額	科 目	金額
経 常 支 出		経 常 収 入	
業 務 費	1,183	保 証 料	2,277
借 入 金 利 息	0	運 用 資 産 収 入	228
信 用 保 険 料	1,035	そ の 他	573
責任共有負担金納付金	188		
雜 支 出	1		
計	2,407	計	3,078
経 常 外 支 出		経 常 外 収 入	
求 償 権 償 却	4,370	償 却 求 償 権 回 収 金	143
責 任 準 備 金 繰 入	1,253	責 任 準 備 金 戻 入	1,280
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	718	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	528
そ の 他	29	求 償 権 補 填 金 戻 入	3,842
計	6,370	そ の 他	0
		計	5,793
		制度改革促進基金取崩額	142
当 期 収 支 差 額	236		
合 計	9,013	合	9,013

平成25年度事業報告

事業概況

■事業方針

当協会では、中小企業・小規模事業者の資金需要に積極的に対応するため、金融機関との連携を強化し、国や地方公共団体の諸施策による種々の保証制度等を活用して、中小企業金融の円滑化に寄与していくことと、多様化する中小企業・小規模事業者のニーズに迅速かつ的確に対応するため、柔軟な条件変更対応を行っていくとともに、期中支援にも注力し、企業の経営支援・再生支援に積極的に取り組むなど、顔の見える協会として顧客満足度の向上を目指し、より一層地域密着型の保証及び期中支援を推進し、地域経済の活性化に取り組むことを事業方針として、次のような平成25年度の事業計画を策定いたしました。

① 保証計画 (1)保証承諾 100,000百万円
(2)保証債務残高 213,000百万円

- ② 保証業務の推進**
- ③ 期中管理の強化**
- ④ 求償権管理の充実と回収の促進**
- ⑤ 事務の改善、合理化**
- ⑥ 職員研修の充実・強化**
- ⑦ 広報活動の充実・強化**
- ⑧ コンプライアンス態勢の充実・強化**

■県下の経済金融情勢

平成25年度の県内経済は、景気が緩やかに回復したものの、円安による原燃料価格上昇の先行などから、その効果は中小企業・小規模事業者に十分に浸透するまでには至りませんでした。

金融機関の貸し出し姿勢については、引き続き緩和状況にありましたが、中小企業・小規模事業者が新たな設備投資を行うまでには至らず、経営状況を改善するため負債を減らす動きが強かつたことから、資金需要の低迷が続きました。

企業倒産については、中小企業金融円滑化法が終了した平成25年4月以降も金融機関が引き続き支援姿勢を続けたことから減少し、平成25年の愛媛県の企業倒産は過去10年間で最少となりました。しかしその一方で、業績低迷や後継者難などで事業継続を断念した休廃業・解散の件数は倒産件数の7倍に上り、過去10年間で最多となりました。

■当期の業績

平成25年度の業績は次のとおりとなりました。

(1)保証承諾

		対前年比
件 数	7,275件	96.54%
金 額	90,346百万円	98.97%

金融機関の貸し出し姿勢は緩和状況にあったものの、中小企業・小規模事業者は引き続き借り入れには慎重で、経営状況改善のため負債を減らす動きが強く、設備投資を行うまでには至らなかつたことなどから、前年度を939百万円下回る結果となりました。

(2)保証債務残高

		対前年比
件 数	24,635件	98.32%
金 額	208,255百万円	95.24%

保証承諾額が減少したことから、当年度の期末保証債務残高についても伸び悩み、前年度より件数で420件、金額で10,403百万円減少しました。

(3)代位弁済

		対前年比
件 数	413件	79.27%
金 額	3,508百万円	69.15%

中小企業金融円滑化法の期限到来後も金融機関の取引姿勢に大きな変化がなかったことや、引き続き柔軟な条件変更対応に努めたこともあり、前年度を1,565百万円と大きく下回りました。

なお、代位弁済率は保証債務平均残高比1.66%と前年度の2.29%を0.63%下回る結果となりました。

(4)求償権

①対債務者回収

		対前年比
件 数	88件	85.44%
金 額	1,066百万円	99.72%

無担保求償権の増加及び第三者保証人のいない求償権の累増により、求償権の質の劣化が更に進行していることや、不動産市況の低迷等のマイナス要因から前年度を3百万円下回りました。

②求償権帳簿

		対前年比
件 数	349件	76.70%
金 額	1,228百万円	72.24%

平成25年度代位弁済額の減少により、帳簿上求償権は対前年金額比72.24%と472百万円減少しました。

③求償権償却

		対前年比
件 数	495件	103.99%
金 額	3,794百万円	76.79%

株日本政策金融公庫からの受領保険金の減少、自己償却額の減少により、前年実績を1,147百万円下回る実績となりました。

(5)基本財産

(単位:千円)

区分	期別	前期末	当期中増加額	当期中減少額	当期末
基 金		3,571,536	0	0	3,571,536
基 金 準 備 金		8,850,597	335,997	0	9,186,594
計		12,422,133	335,997	0	12,758,130

以上の結果、当期収支差額は670百万円となり、334百万円を収支差額変動準備金へ、336百万円を基本財産へそれぞれ繰り入れました。

これにより、基金、基金準備金を合わせた基本財産は、12,758百万円となり、前年度より336百万円増加しました。

■平成25年度経営計画の達成に関しての評価及び公表

業務運営にかかる経営の透明性をより一層向上させ、客観性の高い評価を行うことにより対外的な説明責任を適切に果たすことを目的として、外部評価委員会を設けています。

平成25年度の外部評価報告書につきましては、当協会のホームページに掲載する予定です。

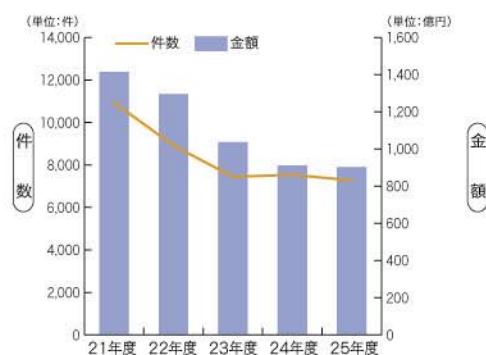
信用保証実績

●最近5年間の保証状況

<保証承諾>

(単位:件、千円、%)

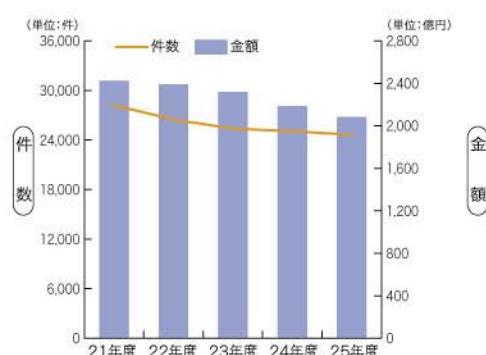
	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
平成21年度	10,936	141,475,944	99.36	12,937
平成22年度	8,915	129,644,041	91.64	14,542
平成23年度	7,440	103,748,328	80.03	13,945
平成24年度	7,536	91,285,083	87.99	12,113
平成25年度	7,275	90,346,043	98.97	12,419



<保証債務残高>

(単位:件、千円、%)

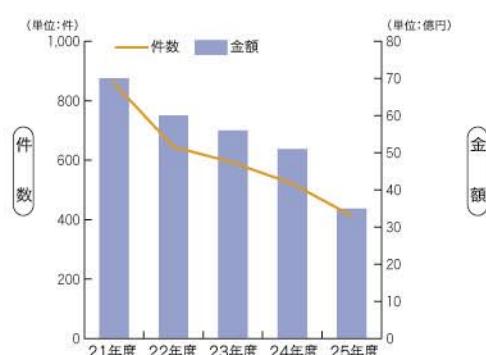
	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
平成21年度	28,204	242,547,219	102.99	8,600
平成22年度	26,474	239,075,471	98.57	9,031
平成23年度	25,378	231,758,833	96.94	9,132
平成24年度	25,055	218,657,842	94.35	8,727
平成25年度	24,635	208,255,083	95.24	8,454



<代位弁済>

(単位:件、千円、%)

	件数	金額	対前年度比	1件平均金額
平成21年度	859	7,002,755	118.20	8,152
平成22年度	645	6,046,680	86.35	9,375
平成23年度	592	5,569,325	92.11	9,408
平成24年度	521	5,073,206	91.09	9,737
平成25年度	413	3,507,924	69.15	8,494



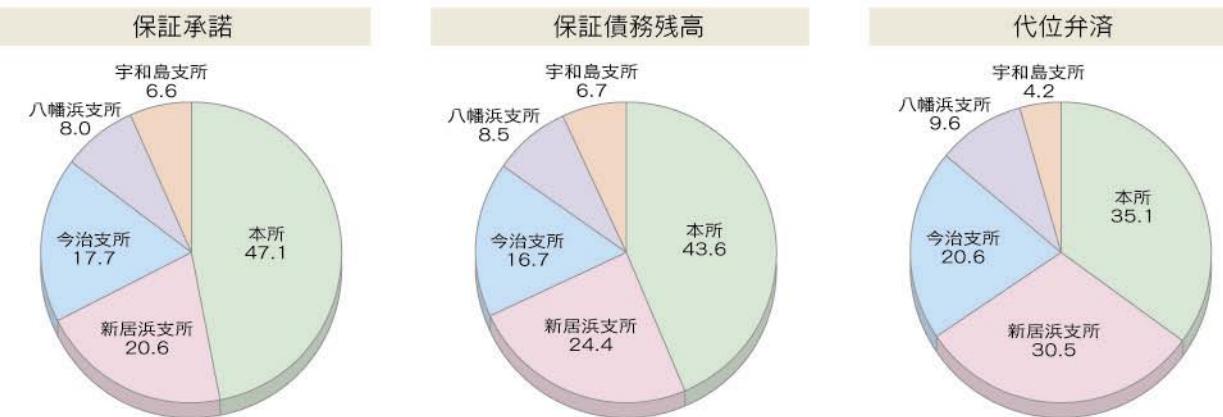
●平成25年度保証状況

<本・支所別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
本 所	3,453	42,586,026	100.44	11,054	90,872,433	95.42	173	1,232,233	46.55
新居浜	1,638	18,599,176	94.05	5,775	50,858,930	94.62	94	1,069,826	94.50
今治	1,122	16,006,990	96.61	3,747	34,793,674	96.26	83	721,466	119.92
八幡浜	535	7,221,120	102.89	2,032	17,727,672	92.94	34	335,684	68.60
宇和島	527	5,932,731	107.45	2,027	14,002,373	96.91	29	148,714	73.27
合 計	7,275	90,346,043	98.97	24,635	208,255,083	95.24	413	3,507,924	69.15

[構成比(%) (金額)]



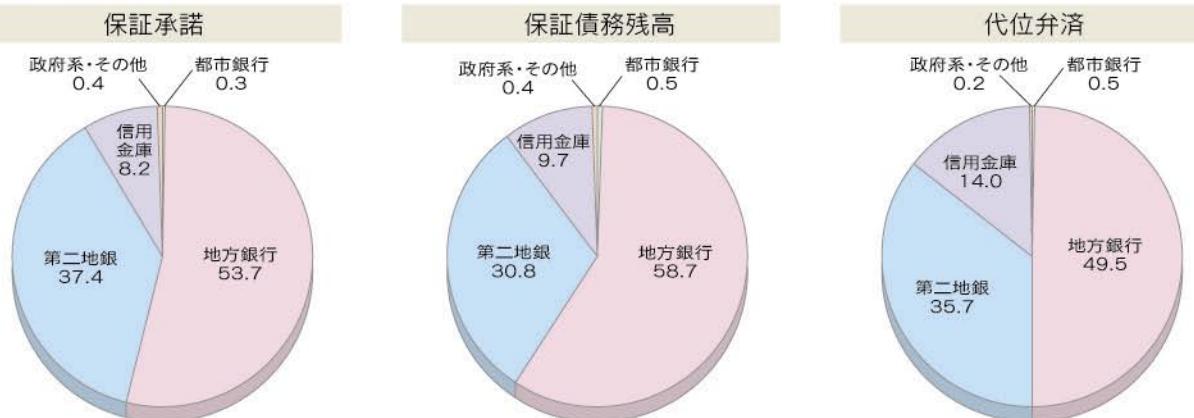
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

<金融機関群別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
都市銀行	11	273,000	74.79	62	995,557	92.19	1	16,372	44.21
地方銀行	3,293	48,499,651	96.07	12,111	122,144,945	94.80	179	1,738,130	56.24
第二地銀	2,672	33,783,512	109.67	7,697	64,123,415	96.02	137	1,253,643	81.73
信用金庫	1,274	7,434,768	81.17	4,691	20,103,882	94.65	95	492,751	120.81
政府系・その他	25	355,112	75.08	74	887,283	106.48	1	7,028	183.61
合 計	7,275	90,346,043	98.97	24,635	208,255,083	95.24	413	3,507,924	69.15

[構成比(%) (金額)]



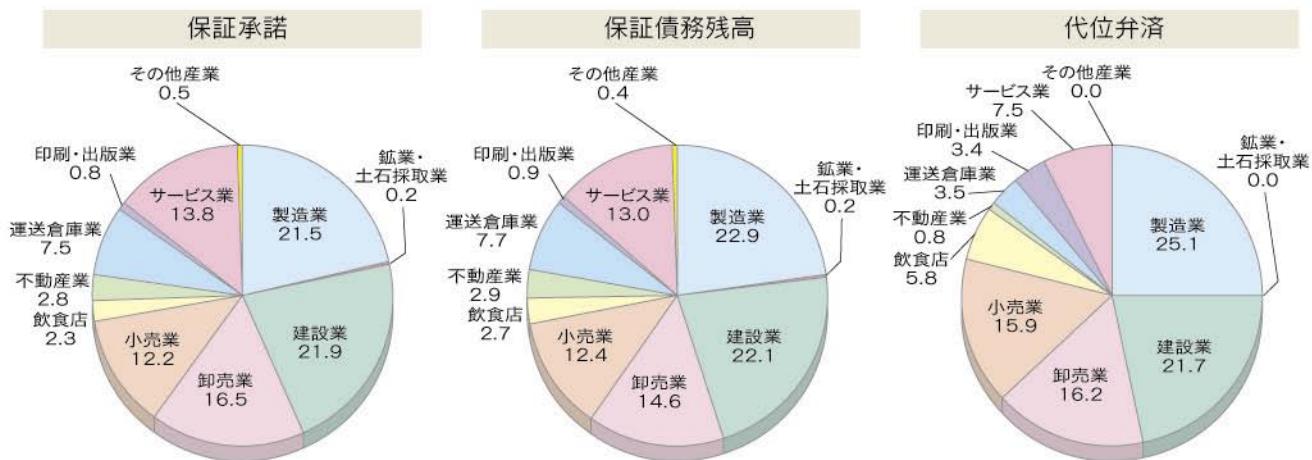
※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

<業種別>

(単位:件、千円、%)

	保証承諾			保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比	件数	金額	対前年度比
製造業	1,226	19,461,320	96.29	4,344	47,733,850	94.79	84	880,752	89.83
鉱業・土石採取業	10	177,500	64.92	41	487,808	89.43	0	0	0.00
建設業	1,795	19,754,165	98.36	5,805	45,928,839	95.05	90	762,559	59.86
卸売業	860	14,926,375	99.52	2,778	30,488,572	93.57	57	569,279	72.34
小売業	1,095	10,999,890	97.64	3,824	25,737,556	94.50	79	557,070	72.59
飲食店	414	2,099,240	97.51	1,504	5,696,584	92.07	28	204,541	71.31
不動産業	171	2,544,070	85.15	647	6,129,013	98.64	7	28,530	27.36
運送倉庫業	346	6,817,553	103.73	1,241	16,131,536	97.94	11	122,031	43.74
印刷・出版業	70	709,900	91.46	232	1,975,122	90.86	6	120,133	18510.48
サービス業	1,219	12,431,000	107.27	4,035	27,139,354	96.97	51	263,030	44.29
その他産業	69	425,030	113.40	184	806,849	138.30	0	0	—
合計	7,275	90,346,043	98.97	24,635	208,255,083	95.24	413	3,507,924	69.15

【構成比(%) (金額)】



※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

貸付条件変更の取組みについて

当協会では、平成21年12月に施行された中小企業金融円滑化法の趣旨を十分に理解した上で、中小企業のお客さまの経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に取り組んでまいりました。

同法は平成25年3月で期限を迎えましたが、引き続き金融機関との連携を強化し、債務の1本化による返済負担軽減など、資金繰り円滑化に向けた課題解決へ取り組んでまいります。

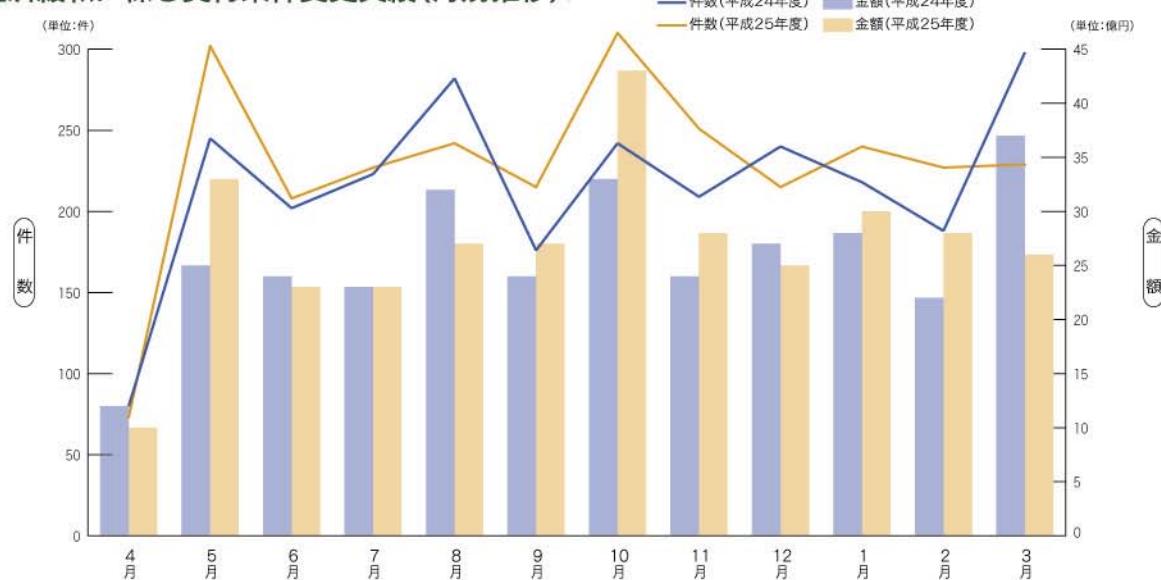
〈返済緩和に係る貸付条件変更実績〉

(単位:件、千円、%)

	平成24年度		平成25年度	
	実 績	対前年度比	実 績	対前年度比
件 数	2,603	93.16	2,739	105.22
金 額	30,999,554	98.15	32,360,000	104.39

※上記実績値は、全国信用保証協会連合会の集計値による。

〈返済緩和に係る貸付条件変更実績(月別推移)〉



セーフティネット保証の取組みについて

取引先の倒産や金融機関の破綻、業界不振等により経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し経営の安定を図るために資金をセーフティネット保証で支援しています。

本保証は中小企業信用保険法第2条第5項第1号から第8号に該当することを要し、中小企業者住所地の市町長の認定書を取得し、お申込みしていただくこととなります。

本制度をご利用の場合、保証限度額は一般保証とは別枠で2億8,000万円までとなります。保証料率は割安な一律料率(1号～6号:0.8% 7号～8号:0.7%)が適用されます。

平成25年度の承諾実績は、1,676件、32,539百万円(同年度全承諾額の36%を占める)で推移しました。

セーフティネット5号については、業況の悪化している業種を指定業種対象とし、四半期毎に指定業種が見直しされています。

平成26年4月1日から平成26年6月30日までの平成26年度第1四半期は、206業種が指定業種とされました。

(1号～8号の認定要件については、別途協会ホームページ又はパンフレットなどをご参照ください。)

平成25年度トピックス

4月

経営支援室の新設

中小企業支援機関との連携や、愛媛県中小企業支援ネットワーク会議の運営、中小企業者に対する経営支援・再生支援を行う専門部署として経営支援室を新設しました。

6月

平成24年度感謝状贈呈式

昭和60年から信用保証付融資の推進に優秀な実績を上げられた県下金融機関の店舗に対して感謝状の贈呈を行っています。

平成24年度は40店舗を選考し、感謝状の贈呈を行いました。



9月

小規模企業活性化法の施行

同法律の施行により、特定の業種については、その実情に応じて小規模企業の範囲の変更を政令で行うことができるよう措置されました。

また、「電子記録債権割引」が新たに信用保証の対象となるほか、流動資産担保融資保証の対象となる担保として、新たに電子記録債権が追加されるなど、同法律施行にあたり、関係する保証制度の創設・一部改正を行いました。

10月

業務基幹システム更新

当協会の業務基幹システムはC/S(クライアント・サーバーシステム)で構築されており、前回システム更新から4年を経過したのを機に、ハードウェア、ソフトウェア等のバージョンアップを伴う、システムのリプレイスを行いました。

今回、業務の効率化のため、保証相談室に基幹業務端末を設置する等、一部機器の増設も行いました。

1月**会計検査院検査**

平成26年1月14日から3日間、会計検査院の実地検査を受けました。

日本政策金融公庫との保険契約の約款に基づいて適正な業務が行われているか、経済産業省からの制度改革促進基金の活用、個人情報が適正に取り扱われているか等といった観点から検査を受けました。

産業競争力強化法の施行

20年以上続いた我が国経済の低迷を打破し、力強い経済を取り戻すために策定された施策を確実に実行し、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的として「産業競争力強化法」が施行されました。

同法律施行に伴い、再生支援協議会等の支援を受けて作成した事業再生計画に基づき、事業再生計画の実行段階の資金調達を円滑化する目的として、「経営改善サポート保証」を創設したほか、関係する保証制度の創設・一部改正を行いました。

2月**経営者保証に関するガイドラインの適用開始**

同ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時及び履行時における中小企業、経営者及び金融機関による対応についての、中小企業団体及び金融機関団体共通の自主的自律的な準則として策定されました。

同ガイドラインの趣旨を尊重し、2月1日保証申込受付分より、同ガイドラインに係る説明書の配布及び現行契約書に加え、信用保証委託契約附帯契約書を差し入れていただくこととしました。

経営者保証ガイドライン対応保証制度の創設

「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、中小企業者並びに保証人（経営者本人等）によって同ガイドラインにおいて求められている対応を前提に、信用保証協会が金融機関と連携して経営者保証に依らない融資を推進する「経営者保証ガイドライン対応保証」を創設しました。

3月**愛媛信用金庫ビジネスマッチングフェアへのブース出展**

同フェアへブース出展し、来場したお客様にパンフレット等をお配りし、各種保証制度をご案内しました。



平成25年度財務報告

貸借対照表

(平成26年3月31日現在 単位:千円、%)

借 方			貸 方				
科 目	平成24年度	平成25年度	対前年度比	科 目	平成24年度	平成25年度	対前年度比
現金	212	228	107.5	基本財産	12,422,133	12,758,131	102.7
現金	212	228	107.5	基金	3,571,536	3,571,536	100.0
小切手	0	0	-	基金準備金	8,850,597	9,186,594	103.8
預け金	6,845,291	6,031,009	88.1	制度改革促進基金	160,072	53,226	33.3
当座預金	0	0	-	収支差額変動準備金	3,555,204	3,889,204	109.4
普通預金	1,068,591	792,565	74.2	責任準備金	1,331,634	1,269,184	95.3
通知預金	0	0	-	求償権償却準備金	621,716	448,444	72.1
定期預金	5,776,699	5,238,443	90.7	退職給与引当金	679,590	688,288	101.3
郵便貯金	1	1	100.0	損失補償金	0	0	-
金銭信託	0	0	-	保証債務	218,657,842	208,255,083	95.2
有価証券	14,877,313	16,009,290	107.6	求償権補てん金	0	0	-
国債	0	0	-	保険金	0	0	-
地方債	7,737,476	8,674,674	112.1	損失補償補てん金	0	0	-
社債	7,138,837	7,333,616	102.7	借入金	0	0	-
株式	1,000	1,000	100.0	長期借入金	0	0	-
受益証券	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
その他有価証券	0	0	-	短期借入金	0	0	-
新株予約権	0	0	-	(うち日本政策金融公庫分)	0	0	-
再生ファンド出資	0	0	-	収支差額変動準備金造成資金	0	0	-
動産・不動産	309,535	302,308	97.7	雑勘定	5,791,764	5,187,649	89.6
事業用不動産	298,983	292,504	97.8	仮受金	330,807	18,938	5.7
事業用動産	10,552	9,803	92.9	保険納付金	33,461	85,515	255.6
所有動産・不動産	0	0	-	損失補償納付金	2,162	10,604	490.5
損失補償金見返	0	0	-	未経過保証料	5,418,378	5,065,191	93.5
保証債務見返	218,657,842	208,255,083	95.2	未払保険料	1,860	1,477	79.4
求償権	1,700,425	1,228,121	72.2	未払費用	5,097	5,923	116.2
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	829,338	723,169	87.2				
仮払金	13,090	7,508	57.4				
保証金	0	0	-				
厚生基金	108,520	111,347	102.6				
連合会出資金	11,590	0	0.0				
連合会勘定	2,458	1,377	56.0				
未収利息	41,707	41,257	98.9				
未経過保険料	651,973	561,680	86.2				
合 計	243,219,956	232,549,209	95.6	合 計	243,219,956	232,549,209	95.6

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

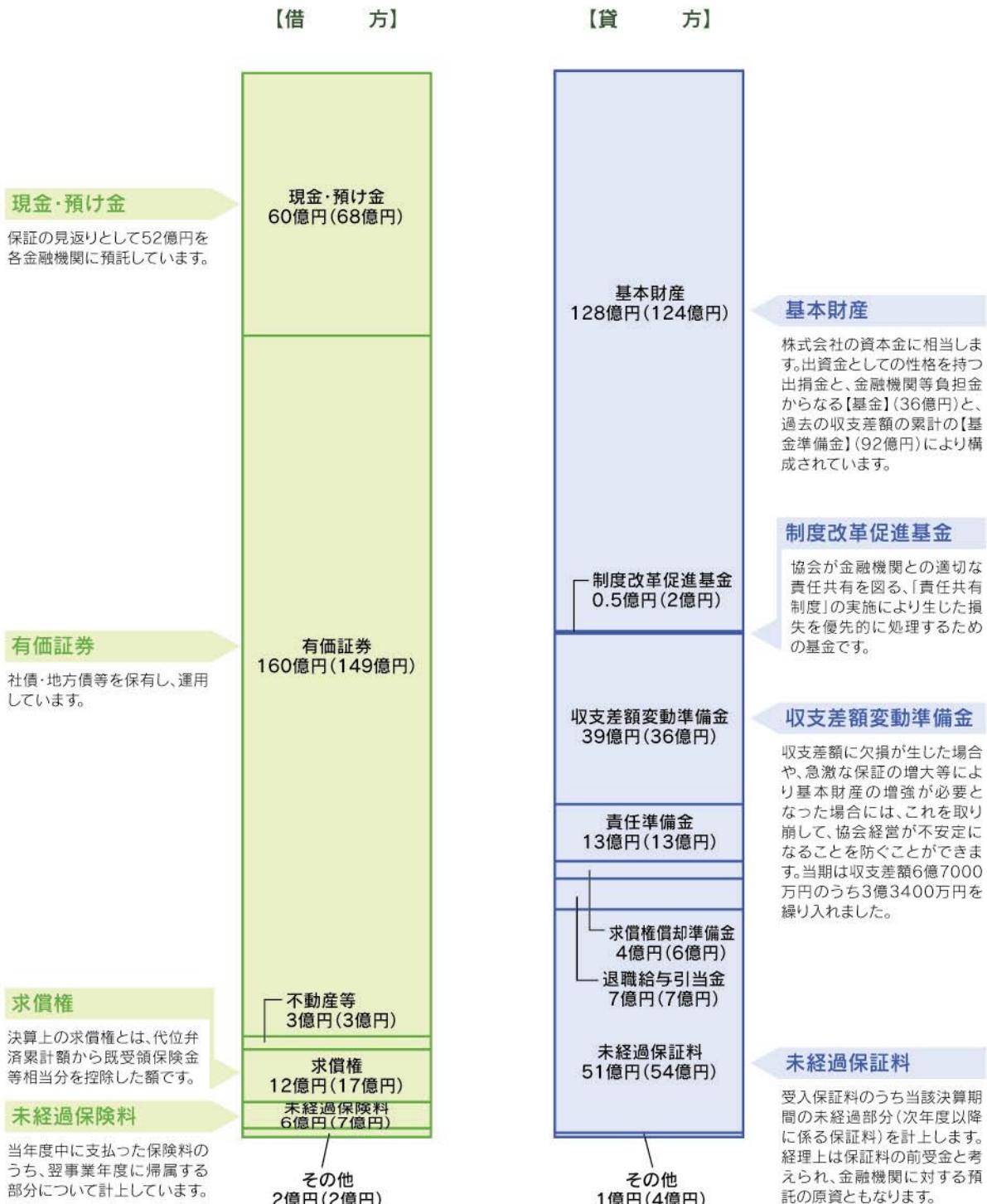
財産目録

(平成26年3月31日現在 単位:千円、%)

資 産			負 債				
科 目	平成24年度	平成25年度	対前年度比	科 目	平成24年度	平成25年度	対前年度比
現金	212	228	107.6	責任準備金	1,331,634	1,269,184	95.3
預け金	6,845,291	6,031,009	88.1	求償権償却準備金	621,716	448,444	72.1
金銭信託	0	0	-	退職給与引当金	679,590	688,288	101.3
有価証券	14,877,313	16,009,290	107.6	損失補償金	0	0	-
その他有価証券	0	0	-	保証債務	218,657,842	208,255,083	95.2
動産・不動産	309,535	302,308	97.7	求償権補てん金	0	0	-
損失補償金見返	0	0	-	借入金	0	0	-
保証債務見返	218,657,842	208,255,083	95.2	雑勘定	5,791,764	5,187,649	89.6
求償権	1,700,425	1,228,121	72.2				
譲受債権	0	0	-				
雑勘定	829,338	723,169	87.2				
合 計	243,219,956	232,549,209	95.6	合 計	227,082,546	215,848,648	95.1
				正味財産	16,137,410	16,700,561	103.5

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

平成25年度貸借対照表(図解)



※()内は前期の数字

※保証債務見返(資産)と保証債務(負債)は同額のため、このグラフからは除いてあります。

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

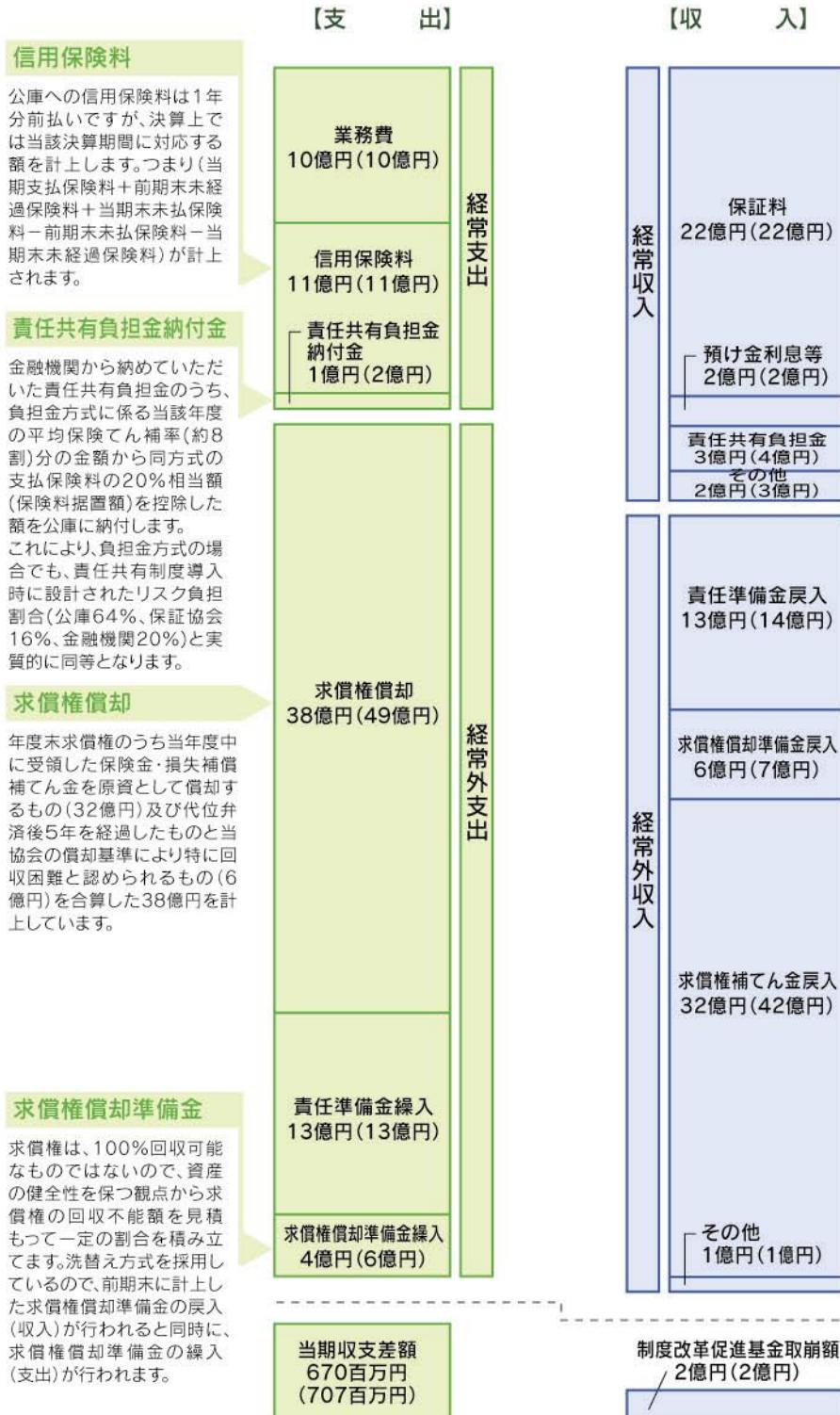
収支計算書

(平成26年3月31日現在 単位:千円、%)

支 出			収 入				
科 目	平成24年度	平成25年度	対前年度比	科 目	平成24年度	平成25年度	対前年度比
経常支出	2,254,044	2,216,091	98.3	経常収入	3,188,599	2,975,125	93.3
業務費	956,663	968,515	101.2	保証料	2,244,982	2,199,634	98.0
役職員給与	456,816	478,843	104.8	預け金利息	2,770	2,936	106.0
退職給与引当金繰入	41,727	50,820	121.8	有価証券利息・配当金	232,019	225,812	97.3
その他人件費	123,297	118,978	96.5	調査料	0	0	-
旅費	4,086	5,832	142.7	延滞保証料	23,112	33,206	143.7
事務費	169,169	172,123	101.7	損害金	18,115	14,937	82.5
賃借料	44,733	41,633	93.1	事務補助金	204,805	134,271	65.6
動産・不動産償却	8,440	8,429	99.9	責任共有負担金	441,354	345,503	78.3
信用調査費	9,286	7,947	85.6	雑収入	21,442	18,827	87.8
債権管理費	62,961	49,681	78.9				
指導普及費	18,821	18,525	98.4				
負担金	17,328	15,704	90.6				
借入金利息	0	0	-				
信用保険料	1,083,408	1,104,638	102.0	経常外収入	6,515,808	5,281,004	81.0
責任共有負担金納付金	213,972	142,937	66.8	償却求償権回収金	149,892	147,002	98.1
雑支出	0	0	-	責任準備金戻入	1,422,997	1,331,634	93.6
経常収支差額	934,556	759,035	81.2	求償権償却準備金戻入	735,602	621,716	84.5
経常外支出	6,913,433	5,543,631	80.2	求償権補てん金戻入	4,207,315	3,179,310	75.6
求償権償却	4,941,098	3,794,348	76.8	保険金	4,079,820	2,851,927	69.9
譲受債権償却	0	0	-	損失補償補てん金	127,495	327,383	256.8
有価証券償却	0	0	-	補助金	0	0	-
雑勘定償却	15,582	30,937	198.5	その他収入	0	1,342	-
退職金	3,403	709	20.8				
責任準備金繰入	1,331,634	1,269,184	95.3	制度改革促進基金取崩額	170,164	173,590	102.0
求償権償却準備金繰入	621,716	448,444	72.1	収支差額変動準備金取崩額	0	0	-
その他支出	0	10	-				
経常外収支差額	△ 397,625	△ 262,628	66.0				
当期収支差額	707,095	669,997	94.8				
収支差額変動準備金繰入額	353,000	334,000	94.6				
基本財産繰入額	354,095	335,997	94.9				

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

平成25年度収支計算書(図解)



※()内は前期の数字

※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

基本財産

■基本財産とは

基本財産は、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保としての性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の50倍と定められています。したがって、中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

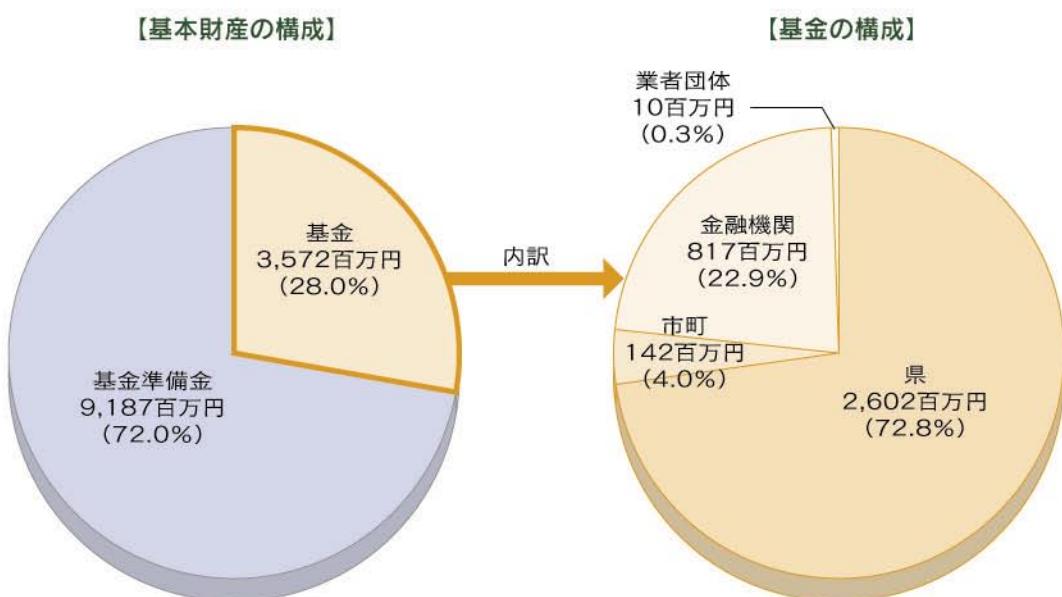
なお平成25年度は、保証債務残高2,083億円に対して、基本財産は128億円で、実際倍率は16.3倍となりました。

■基本財産の構成

基本財産は、基金、基金準備金で構成されています。

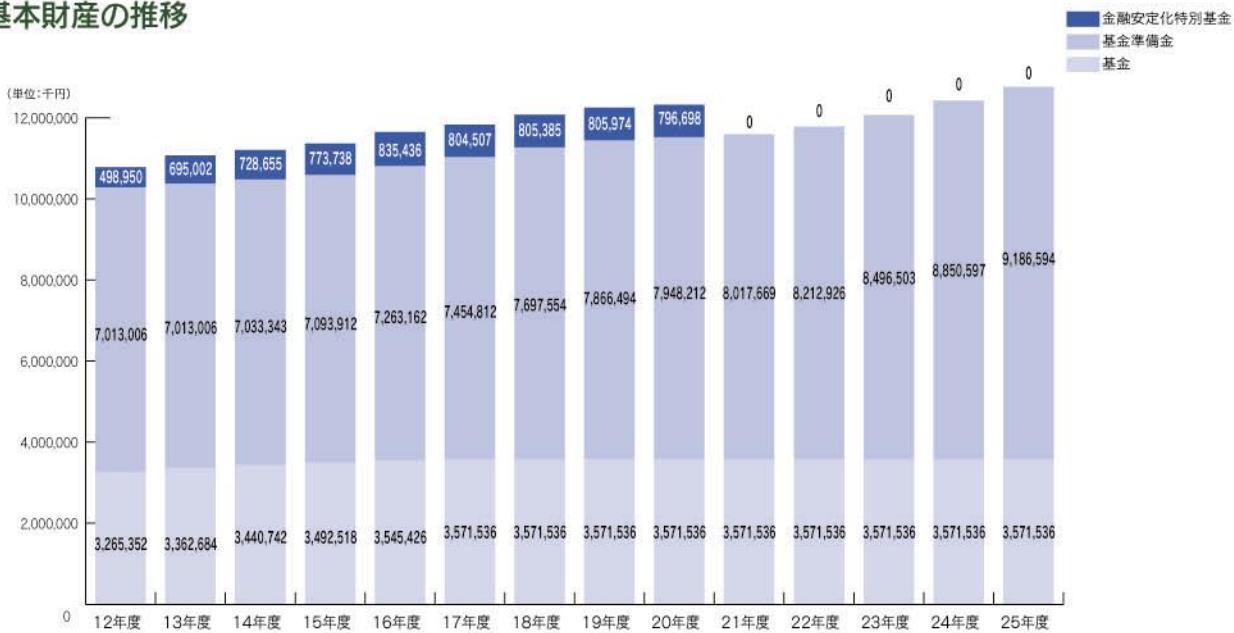
- ①基金 : 県、市町から拠出いただいた出捐(しゅつえん)金と金融機関等負担金で構成されています。
- ②基金準備金 : 毎事業年度、決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れをした金額の累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

■基本財産の内訳(平成26年3月31日現在)



※各項目の合計は四捨五入の関係で必ずしも一致しません。

■基本財産の推移



(単位:千円)

年 度	基本財産			
		基 金	基 金 準 備 金	金融 安定 化 特 別 基 金
平成12年度	10,777,308	3,265,352	7,013,006	498,950
平成13年度	11,070,692	3,362,684	7,013,006	695,002
平成14年度	11,202,740	3,440,742	7,033,343	728,655
平成15年度	11,360,168	3,492,518	7,093,912	773,738
平成16年度	11,644,024	3,545,426	7,263,162	835,436
平成17年度	11,830,855	3,571,536	7,454,812	804,507
平成18年度	12,074,475	3,571,536	7,697,554	805,385
平成19年度	12,244,004	3,571,536	7,866,494	805,974
平成20年度	12,316,446	3,571,536	7,948,212	796,698
平成21年度	11,589,205	3,571,536	8,017,669	0
平成22年度	11,784,462	3,571,536	8,212,926	0
平成23年度	12,068,039	3,571,536	8,496,503	0
平成24年度	12,422,133	3,571,536	8,850,597	0
平成25年度	12,758,131	3,571,536	9,186,594	0

役員構成・組織図・ネットワーク

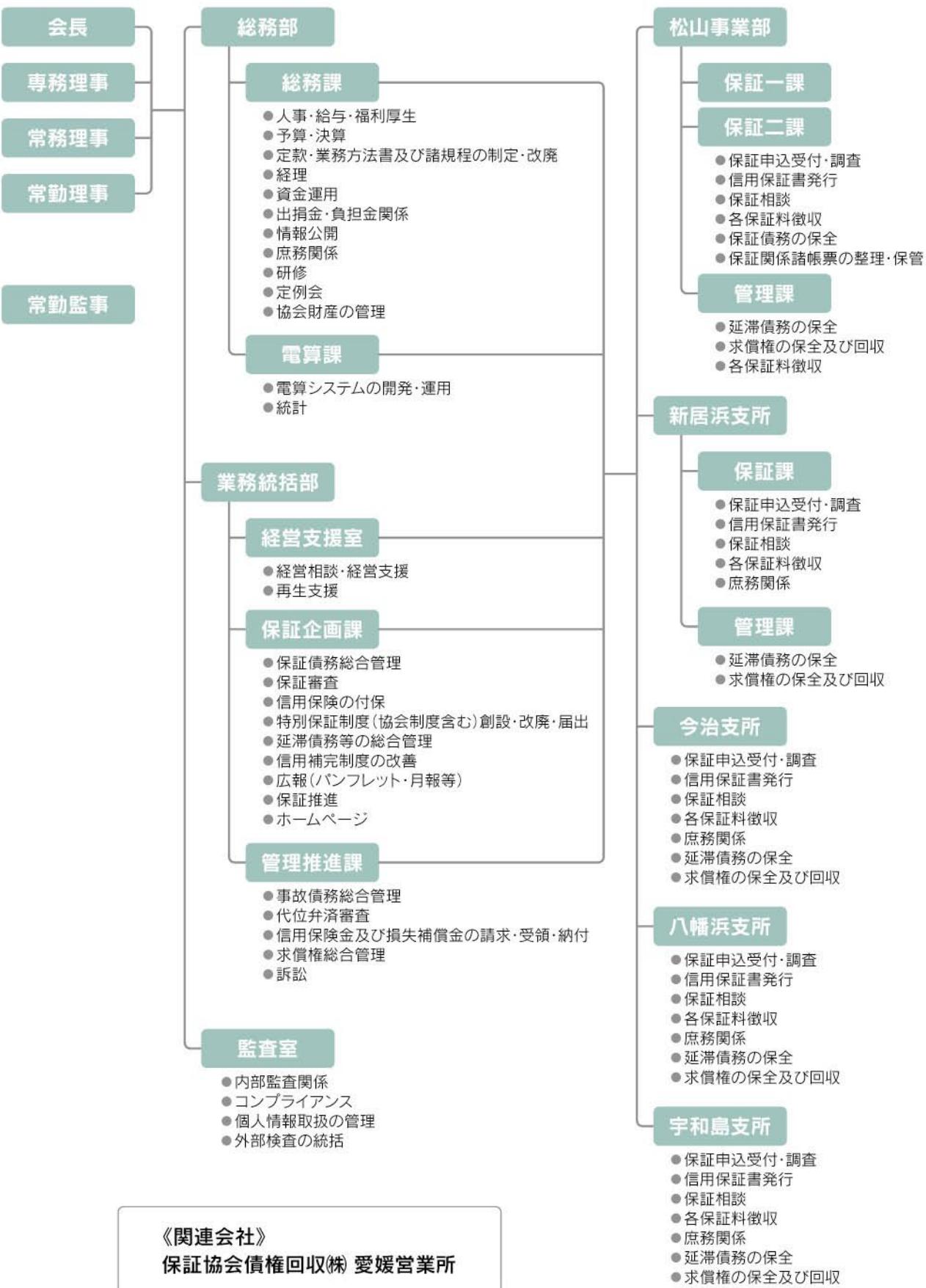
役員構成

(平成26年4月1日現在)

会長	高浜 壮一郎	常勤
副会長	大塚 岩男	伊予銀行頭取
副会長	森田 浩治	松山商工会議所会頭
専務理事	栗田 史朗	常勤
常務理事	渡部 卓記	常勤
常勤理事	是澤 一記	常勤
理事	長井 明美	税理士
理事	菅 良二	愛媛県市長会会長
理事	白石 勝也	愛媛県町村会会长
理事	小野 幸男	新居浜商工会議所会頭
理事	鈴木 欽次郎	八幡浜商工会議所会頭
理事	村上 友則	愛媛県商工会連合会会长
理事	服部 正	愛媛県中小企業団体中央会会长
理事	本田 元広	愛媛銀行頭取
理事	弓山 慎也	愛媛信用金庫理事長
理事	伊藤 晋	商工組合中央金庫松山支店長
理事	柳田 剛	広島銀行松山支店長
理事	有木 浩	香川銀行松山支店長
監事	小泉 有一	常勤
監事	池田 喜志高	公認会計士
監事	廣瀬 了	宇和島商工会議所会頭
監事	中山 正史	百十四銀行松山支店長

組織図

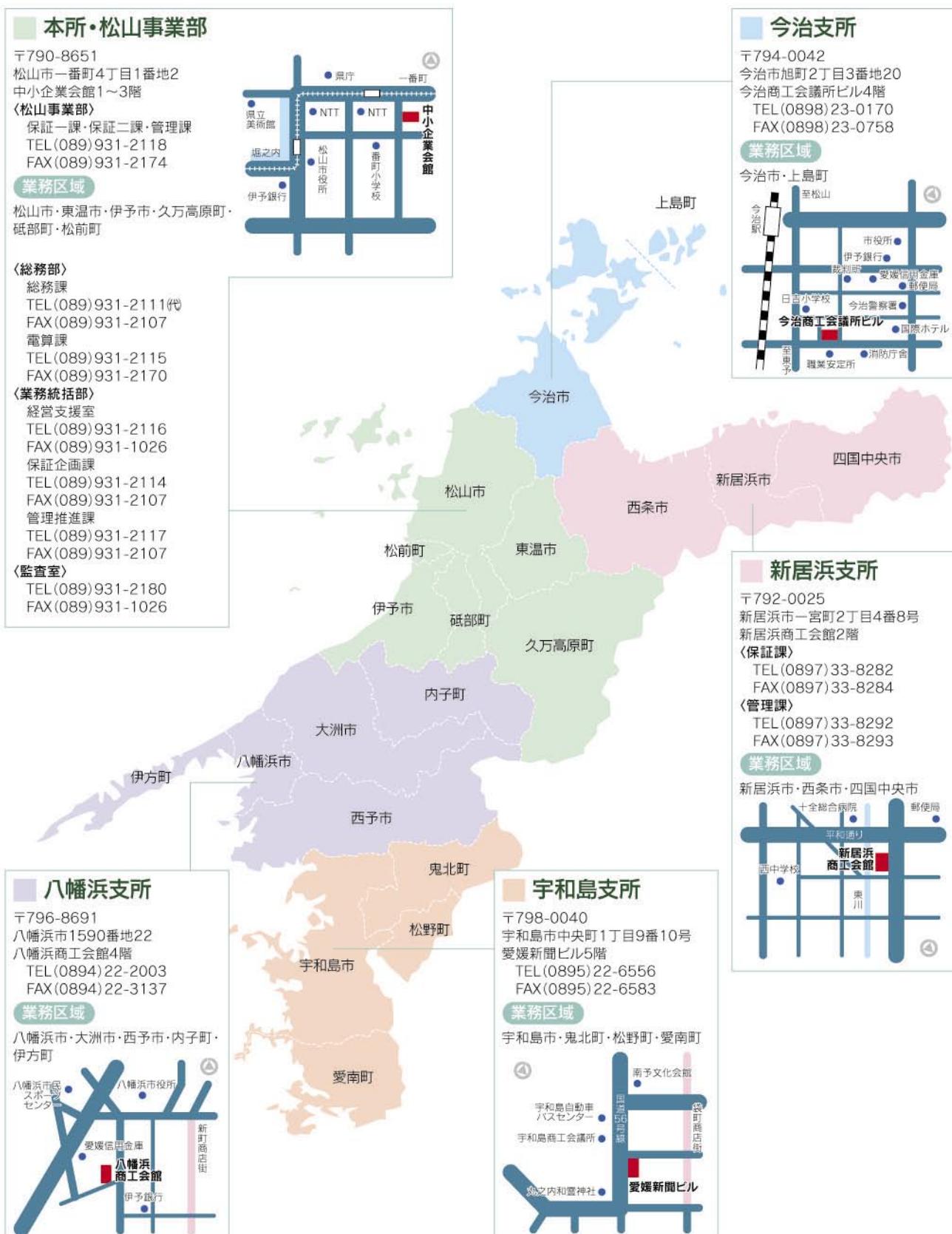
(平成26年4月1日現在)



ネットワーク

■県内ネットワーク

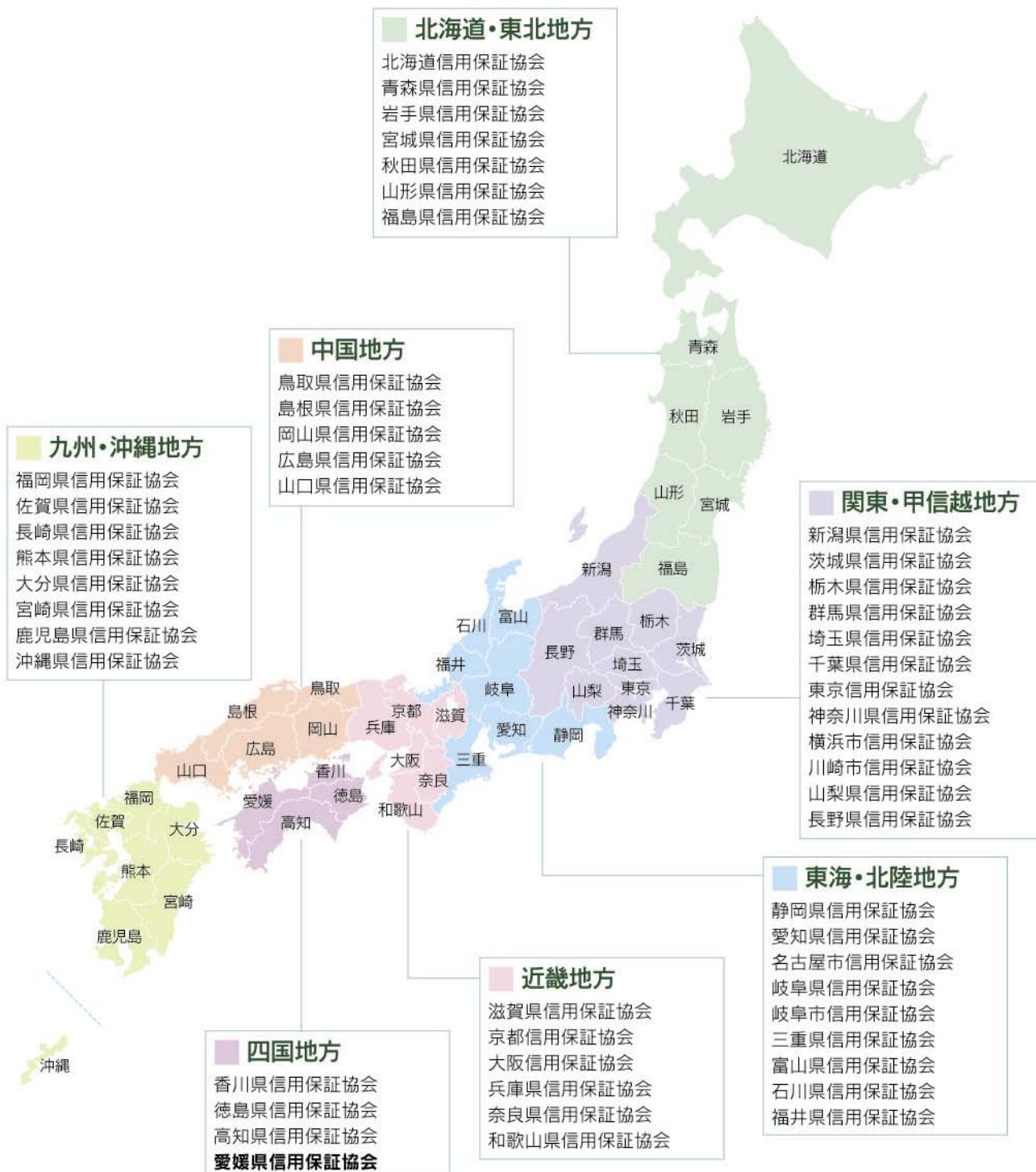
当協会は本所と4つの支所を設置し、各地域の特性に応じた保証業務を展開しています。



■全国ネットワーク

信用保証協会は各都道府県および4市に計51の協会が設置されています。

全国の信用保証協会の保証債務残高は約30兆円(平成25年度末)、信用保証協会を利用している中小企業は約146万企業におよんでいます。



本 所

〒790-8651
松山市一番町4丁目1番地2 中小企業会館1～3階

〈松山事業部〉
保証一課・保証二課・管理課
TEL(089)931-2118 FAX(089)931-2174
〔業務区域〕松山市・東温市・伊予市・久万高原町・
砥部町・松前町

〈総務部〉
総務課
TEL(089)931-2111代 FAX(089)931-2107
電算課
TEL(089)931-2115 FAX(089)931-2170

〈業務統括部〉
経営支援室
TEL(089)931-2116 FAX(089)931-1026
保証企画課
TEL(089)931-2114 FAX(089)931-2107
管理推進課
TEL(089)931-2117 FAX(089)931-2107

〈監査室〉
TEL(089)931-2180 FAX(089)931-1026

ホームページアドレス <http://www.ehime-cgc.or.jp/>

新居浜支所

〒792-0025
新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
〈保証課〉
TEL(0897)33-8282 FAX(0897)33-8284
〈管理課〉
TEL(0897)33-8292 FAX(0897)33-8293
〔業務区域〕新居浜市・西条市・四国中央市

今治支所

〒794-0042
今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル4階
TEL(0898)23-0170 FAX(0898)23-0758
〔業務区域〕今治市・上島町

八幡浜支所

〒796-8691
八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
TEL(0894)22-2003 FAX(0894)22-3137
〔業務区域〕八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

宇和島支所

〒798-0040
宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階
TEL(0895)22-6556 FAX(0895)22-6583
〔業務区域〕宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町